

令和8年第1回鬼北町議会定例会

令和8年3月5日（木曜日）

○議事日程

令和8年3月5日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第4号 鬼北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 鬼北町生きがづくりセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第7号 鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第8号 鬼北町病院事業条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第9号 鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 鬼北町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第14 議案第12号 鬼北町安森鍾乳洞休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第13号 旧農家生活体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第14号 鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第15号 鬼北町総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第16号 鬼北町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第17号 鬼北町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第18号 鬼北町児童交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第19号 鬼北町ボランティアセンターの指定管理者の指定について

て

- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 鬼北町農業研究施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 鬼北町菌床しいたけ試験施設の指定管理者の指定について
- て
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 きのか栽培センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 鬼北町新規作物導入支援施設の指定管理者の指定について
- て
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 鬼北町農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- て
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 鬼北町林業振興施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 日吉夢産地の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 鬼北町日吉ふれあい農園の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 鬼北町森の三角ぼうしの指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 森の三角ぼうし農産物加工施設の指定管理者の指定について
- て
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 小規模水道施設大村地区施設の指定管理者の指定について
- て
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 鬼北総合公園の指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 令和 7 年度鬼北町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 令和 7 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 令和 7 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 令和 7 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 令和 7 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 令和 7 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 4 0 議案第 3 8 号 令和 7 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- て
- 日程第 4 1 議案第 3 9 号 令和 7 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 2 号）につ

- いて
- 日程第 4 2 議案第 4 0 号 令和 7 年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第 2 号）に  
いて
- 日程第 4 3 議案第 4 1 号 令和 8 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 4 4 議案第 4 2 号 令和 8 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第 4 5 議案第 4 3 号 令和 8 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4 6 議案第 4 4 号 令和 8 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算につ  
いて
- 日程第 4 7 議案第 4 5 号 令和 8 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 8 議案第 4 6 号 令和 8 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算につ  
いて
- 日程第 4 9 議案第 4 7 号 令和 8 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 5 0 議案第 4 8 号 令和 8 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 5 1 議案第 4 9 号 令和 8 年度鬼北町下水道事業会計予算について
- 日程第 5 2 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に  
ついて
- 日程第 5 3 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい  
て
- 日程第 5 4 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 5 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 4 号 鬼北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定  
める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 号 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい  
て
- 日程第 8 議案第 6 号 鬼北町生きがづくりセンター条例の一部を改正する条  
例について
- 日程第 9 議案第 7 号 鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 8 号 鬼北町病院事業条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 9 号 鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正  
する条例について

日程第12 議案第10号 鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第11号 鬼北町過疎地域持続的発展計画の策定について

○出席議員（12名）

1番 長尾慶太	2番 入田伸介
3番 大川正展	4番 今城喜久生
5番 兵頭稔	6番 中山定則
7番 末廣啓	8番 井上博
9番 程内覺	10番 松浦司
11番 山本博士	12番 芝照雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 渡辺美枝 書記 都 浩明

○説明のため出席した者

町長 兵頭誠亀	副町長 松本幸男
企画振興課長 小川秀樹	総務財政課長 水野博光
危機管理課長 東英範	町民生活課長 山本雄大
保健介護課長 谷口美穂	環境保全課長 東明彦
農林課長 奥藤幸利	建設課長 佐子司
水道課長 二宮洋之	日吉支所長 山本万里
会計管理者 稲屋浩明	教育長 行定洋嗣
教育課長 佐々木健次	農業委員会会長 谷口雄記
監査委員 田中清志	

○議長（芝 照雄君）

おはようございます。

ただいまから、令和8年第1回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めて、おはようございます。

令和8年第1回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきましてありがとうございます。

さて、御案内のとおり、先般のアメリカ合衆国及びイスラエルによるイランへの軍事攻撃により、中東地域の緊張が一層高まっております。事態の推移は予断を許さず、国際社会の平和と安定が求められているところであります。我が国は、エネルギー資源の多くを海外に依存しており、とりわけ中東情勢の不安化は原油価格の上昇や物価高騰など生活や地域経済に直結する重大な課題であります。

本町におきましても、燃料価格や電気料金、資材価格の動向は、住民の生活全般に影響を及ぼすことが懸念されます。本町としましては、国や県の動向を的確に注視しつつ、町内への影響を把握し、必要な対策を迅速に講じることを念頭に置いてまいります。

また、令和8年度からは、第三次鬼北町長期総合計画がスタートいたします。その基本理念及び将来像の実現に向けた基本方針を具現化するための予算を編成いたしました。質の高い住民サービスの提供を行うことにより、町民の満足度の向上を図り、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

また、先日の近永駅改築基本設計説明会には、多くの議員さんに御参加をいただき、誠にありがとうございました。参加者からは、「面識のない議員さんと話ができて有意義で楽しかった」とか、町外から参加された方は、「これまで施設の必要性がよく分からなかったが、鬼北町の中心地の様々な課題が複合していることが分かり、それに対して協議の場がしっかりと設けられていることに納得した」、「いい施設ができることを期待しています」と語られていました。改めて、御来場、そして、テーブル

への御参加に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

本日の定例会には、条例の制定1件、条例の一部改正6件、計画の策定1件、指定管理者の指定20件、令和7年度補正予算9件及び令和8年度予算9件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和8年第1回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきに配付しました別紙、議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、1番、長尾慶太議員、2番、入田伸介議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、危機管理課、保育園、認定こども園、公民館、連絡所、三島簡易郵便局、町民生活課、出納室及び議会事務局の所管に係る定期監査並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和7年11月分、12月分及び令和8年1月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、さきの定例会から本日まで、議長として行動した主な事項につき、報告します。

別紙、議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

令和8年1月8日、9日の2日間、議長研修会として、千葉県の市町村アカデミーにおいて、市町村議会議員特別セミナーを受講しました。

また、令和8年2月17日、愛媛県町村議会議長会第77回定期総会が松山市で開催され、令和8年度事業計画及び予算が原案のとおり承認されました。その詳細は、議会事務局に資料を保管しておりますので、後刻、お目通しください。

続いて、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

#### ○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。

お手元の町長行政報告に、12月定例会以降の行動状況を提示しております。

2月11日、松野町役場で第3回「予土あす青春18高校生シンポジウム」が開催され、沿線自治体4首長とともに参加いたしました。ディスカッションでは、JR予土線と地域のつながりについて、まちづくり、関係人口、観光のテーマに沿って意見を述べ合いました。「高校生が活発な議論を交わしても、3年でいなくなるから持続性が保たれない」が、これまでの閉鎖的な議論でしたが、今回は、卒業後の大学生・専門学生らが、わざわざ帰ってきてディスカッションに参加し、地元を離れているからこそできる、個々の可能性についても言及するという今までにない方向性を見た気がいたしました。ボトルネックを潰していくのは行政だけでなく、やはり次世代の新しい価値観だとも感じました。

2月19日、JAえひめ南広見支所において、第29回重点品目推進大会「鬼北夢農業を語る会」が開催されました。今年の基調講演は、高田商店の高田哲也社長であり、ゆずを取り扱う業者として、また、鬼北の農業に携わる者として、今考えていることを発表されました。生産者の減少もあり、ゆず生産量の一部を自家栽培に踏み切

り、販売についても、日本だけでなく海外にも目を向け行動に着手していること、また、次世代の家族も手伝いを始めたことなどが報告されました。会場の参加者からは、これまでの中で最も印象に残る講演であったと大変好評でありました。

2月28日、等妙寺史跡公園ガイダンス施設で開催された、奈良山等妙寺史跡公園オープン1周年記念シンポジウムに参加いたしました。奈良山と鬼の関係を分かりやすく御説明いただく山本義孝先生の基調講演や九州の霊峰英彦山・英彦山六峰、また、その山麓・山村に伝わる山岳信仰の伝統行事や鬼の会、鬼会、鬼の会と書くんですけども、鬼会と呼ばれる山の神の使いとしての鬼の言い伝えを拝聴し、鬼北の鬼のスタンスと同じような状況に感動したところです。

3月1日、北宇和高等学校卒業式があった夕方、多世代交流施設で卒寮式がありましたので参加いたしました。7名の生徒が卒寮いたしました。彼らは、寮が完成するまで古民家でふすま1枚を隔てた部屋で過ごし、3回の引っ越しを経験した仲間となり、新しい寮の風紀の確立にも携わってくれました。涙にむせぶ中で、「鬼北に来て本当によかった」、「第二のふるさと」という言葉が発せられたときは、さすがに感動いたしました。

北宇和高校が生き残ることで、多くの生徒に感動を与え、より多くの生徒が鬼北をしっかりと心に染み込ませてくれることは、今の鬼北町にできるすばらしいまちづくりの一つだと考えたところです。ただ、この感動を含め、多くの住民の方々に若者の感動を引き寄せる寮の魅力、今後の付加価値の醸成をともに感じられるよう努力しなければならぬなとも感じました。彼らの未来に幸多からんことを願い、さらに今後、何らかの形で鬼北との関わりにも期待するところでもあります。

さて、令和7年度もあと1か月足らずになりました。本年度におきまして、物価高騰対策等、国、県と連携した緊急な対応など、幾度とない協議依頼に対しまして、積極的に御協力をいただきました議員各位に対しまして、再度、御礼申し上げ、行政報告とさせていただきます。

#### ○議長（芝 照雄君）

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、長尾慶太議員、大川正展議員、井上博議員、入田伸介議員、中山定則議員、今城喜久生議員、山本博士議員、兵頭稔議員、以上の8名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、1番、長尾慶太議員の一般質問を一問一答方式で行います。

長尾議員は、質問席へ移動してください。

長尾議員、時間は、ただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○1番（長尾慶太君）

議席番号1番、長尾慶太です。通告のとおり、私からは1件御質問いたします。

鬼北町は、ゼロカーボンシティ宣言を行い、鬼北町地球温暖化対策実行計画を策定し、2030年度に2013年度比46%削減、2050年カーボンニュートラルという高い削減目標を掲げています。

一方、計画策定から2年を迎えた現在、進捗状況や削減実績、課題、見直し方針について、町民に対し数値をもって示されているとは言い難く、計画が適切に管理・運用されているのか疑問が残ります。

私は、民間企業において、EMSの運用及びエネルギー管理に携わってきた立場から、目標達成には進捗管理、評価、是正を含むマネジメントが不可欠であると認識しています。

そこで、本計画が単なる理念にとどまらず、実効性を持って管理・運用されているのかを明らかにするために、以下の点についてお伺いします。

(1) 本計画において、年度目標や中間目標を含む数値管理指標は設定されているのか。また、計画開始以降の二酸化炭素排出量の削減実績を数値として把握、評価しているのか。

(2) PDCAの各段階について、責任主体、実施時期、評価方法は明確に定められているのか。特に、目標未達時に施策の是正や見直しを行う判断基準やルールは存在するのか。

(3) 運輸、産業、民生など主要排出部門について、どの分野でどれだけ削減するのかといった重点分野や役割分担は整理されているのか。国の施策に依存するだけで、町としての主体的な管理責任を果たしていると言えるのか。

(4) 本計画の進捗状況や削減成果について、町民が確認できる年次報告や数値公表は行われているのか。行っていない場合、その理由と今後の公表方針はどうなっているのか、の4点について、マネジメントの管理という点で御答弁のほうをよろしくお願いたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、長尾慶太議員の鬼北町地球温暖化対策実行計画のマネジメント体制及び実効性についての御質問にお答えいたします。

町では、地球温暖化対策の推進に関する法律、通称、地球温暖化対策推進法第21条第3項及び第4項の規定に基づき、町全域を対象とした温室効果ガス排出量の削減等の目標値や施策に関する事項を定めた鬼北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を令和6年1月に策定いたしました。

本計画の策定に当たっては、本町における地域特性、再生可能エネルギーのポテンシャル調査、町民や町内の民間事業者の皆様へ地球温暖化対策に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、学識経験者や関係団体の長で組織する策定委員会において幅広い御意見を反映し、2050年カーボンニュートラルの達成及び関連する本町の地域課題解決に向けた将来ビジョンを設定しております。

本計画では、地球温暖化対策推進法における7種類の温室効果ガスのうち、環境省の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定、そして、実施マニュアルにおいて、特に把握が望まれるとされている燃料や電気の消費に伴って排出されるエネルギー起源CO<sub>2</sub>、廃棄物の焼却等による非エネルギー起源CO<sub>2</sub>を対象としております。

また、エネルギー起源CO<sub>2</sub>では、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門を、そして、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>では、廃棄物分野を対象部門としております。

本計画の期間は、2024年度から2030年度までの7年間としており、国の計画に合わせて、2013年度を基準年度として、2030年度における二酸化炭素排出量について、基準年度と比較して46%削減を目標としております。

また、2050年度に二酸化炭素排出量の実質ゼロを長期目標として設定しております。

1点目の、本計画において、年度目標や中間目標を含む数値管理指標は設定されているのか。また、計画開始以降の二酸化炭素排出量の削減実績を数値として把握・評価しているのかとの御質問であります。本計画では、目標達成に向けた対策・施策を定めており、5つの基本方針とそれに対応する12の施策の取組を設定しております。

それぞれの施策の進捗管理指標として、現状年度である2020年度から10年ごとに2050年までの数値目標を設定しております。

二酸化炭素排出量の削減実績については、環境省が公表しております自治体排出カルテにおいて、各自治体における2022年度の数値が公表されております。

本町については、基準年度の2013年度の約8万9,000トンCO<sub>2</sub>に対して、2022年度は約5万7,000トンCO<sub>2</sub>となっており、約36%の削減となっております。

本町の各部門・分野においては、産業部門が約23%、業務部門が約15%、家庭部門が約22%、運輸部門が約38%、廃棄物分野が約3%の割合となっており、全国平均と比較すると運輸部門及び家庭部門の割合が高くなっております。

次に、2点目のPDCAの各段階について、責任主体、実施時期、評価方法は明確に定められているのか、特に、目標未達時に施策の是正や見直しを行う判断基準やルールは存在するのかなどの御質問であります。本計画の推進体制として、PDCAサイクルによる進捗管理・評価を設定しており、それぞれの取組における数値目標の達成状況に応じて、評価を実施することとしております。

町民・民間事業者・行政がそれぞれ主体的に取り組む本計画における施策について、学識経験者や関係者等で組織する協議会において、毎年度、点検・評価を図るところですが、計画策定以降は未実施の状況であります。御指摘ありがとうございます。

今後は、点検・評価に関する協議会のメンバーを選定し、早期に同協議会を開催し、計画全体の進捗状況やその状況に対する施策の是正や見直し、判断基準等を検討したいと考えております。

次に、3点目の運輸、産業、民生など主要排出部門について、どの分野でどれだけ削減するのかなどといった重点分野や役割分担は整理されているのか。国の施策に依存するだけで、町としての主体的な管理責任を果たしていると言えるのかなどの御質問であります。本計画では、主要5部門の産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野を対象に、それぞれの取組に対して、町民・民間事業者・行政の役割を定めており、その進捗管理指標を設定しております。

二酸化炭素排出量の削減量の目標数値については、全体での設定となっており、部門・分野ごとの設定はございません。

行政の役割としての計画全体の管理責任の下、協議会での進捗管理・点検・評価等を踏まえて、今後、重点分野等の設定について検討したいと考えております。

次に、4点目の本計画の進捗状況や削減成果について、町民が認識できる年次報告や数値公表は行われているのか。行っていない場合、その理由と今後の公表方針はどうなっているのかなどの御質問であります。御指摘の公表につきましては、他業務を優先していたため、現在、着手が遅れておまして、本計画の年次報告や数値公表に至っていない状況であります。

協議会の早期開催により、本計画の進捗管理・点検・評価等を踏まえて、進捗状況や二酸化炭素排出量の削減効果等を町のホームページ等で公表したいと考えます。御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、長尾慶太議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

先ほどの御答弁では、削減目標というところは10年ごとなので、2030年、40年、50年の目標を立てられているということだと思うんですけど、2030年度、2040年度、2050年度の最終目標のみで、年度ごとの数値管理がされてなければ、その進捗評価は困難ではないのかなと私は思います。なので、この実行計画における排出量の年度ごとの目標値は、どれほど見られているのか、教えていただけたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁いたします。

○環境保全課長（東 明彦君）

今ほどの御質問ですが、御指摘のとおり、目標の設定のほうは10年度ごとの目標設定となっております。各年度ごとの目標設定ができれば、より実効性のあるものになってきますが、正直そこまでは、今の現在でなっていない状況でございます。申し訳ございません。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1番（長尾慶太君）

年度目標がないということは御理解いたしました。

昨年の令和6年度の成果指標、成果報告では、太陽光の補助件数であったり導入件数の御報告はありましたが、その最終目標であるCO<sub>2</sub>排出量との因果関係をその数値で示すことはできますか。

例えば、補助件数が1件増えたら何トン減るのか、全体で何トン減るのか、どれほど見込んでいるのか、その削減件数、アウトプットではなくて、アウトカム、削減量、排出量というところを明確にすべきだとは思いますが、その点はいかがでしょうか。

か。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁いたします。

○環境保全課長（東 明彦君）

今ほどの御質問ですが、当然、町が補助しております太陽光発電のほうがございます。そちらのほうで、補助申請に当たって、どのくらいの規模の太陽光を設置するかというのがございますので、そちらから実際に取り付けていただいた太陽光のほう、その能力を見て、どのくらい削減できるかということは整理することができます。それは、また公表することもできるかと思えます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1番（長尾慶太君）

今、たくさんところで太陽光の設置をされていると思うんですけど、今回、実行計画のところでお話しさせていただいているんですが、鬼北町は、重点対策加速化事業で太陽光の設置を今されていると思います。これでは、年度目標が1,077トンというふうに御報告があります。これは6年間の計画ですので、全体で6,500トンの削減、2030年度の目標に置き換えると約20%に相当します。残りの80%はどのように進捗管理をされているのかというところと、個別事業、この重点対策加速化事業の個別事業とこの実行計画の目標の統合管理体制というのはどうなっておりますか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁いたします。

○環境保全課長（東 明彦君）

重点対策のほう、こちらのほうの事業は現在、各公民館、北宇和病院、北宇和病院の駐車場にカーポート型のソーラーを設置しているところです。一方、鬼北町地球温暖化対策実行計画、こちらのほうはいろんな分野を想定しての目標設定とか、そういうのをしております。ですので、一部、実行計画のほうで想定している中に重点対策

加速化事業、こちらのほうも含まれているかと思えます。関連性はそういうところでございます。

以上でよろしいでしょうか。終わります。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1については終了します。

それでは、長尾議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

P D C Aは回されているということの御答弁でした。ただ、その是正の管理というところは、まだ定められていないと、今後、定められていくところなんですけど、例えば、今年度の目標がなかったので答えられないかもしれないんですけど、今年度、この目標の軌道から外れた場合、恐らく、比例的な削減になってくる、べた割されるんだと思うんですけど、外れた場合、いつその乖離を認識して、いつその是正を取られるのか。それは、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

（1）の質問のほうから、現在の状況というものを担当課長が説明いたしましたけども、多分、議員さんが御指摘の部分については、ゼロカーボンシティの宣言をしたのだから、しっかりと町民にその内容というものを啓発していけよということを念押ししていただいておりますということで、今回の御質問については、本当に御指摘としてありがたく受け取っております。

ただ、現在の今の担当課のほうでは、そのゼロカーボンシティの目標数値に何とかそれぞれの事業を持っていくために、事業を必死にしようというところが本当のところかなと思っているわけですよ。それを議員御指摘のとおり、単年度に太陽光発電がこれだけの面積があれば、これだけ二酸化炭素が削減できるということをしっかりと町民のほうにお伝えすれば、この宣言の意義というものをしっかりと認識していただく方も増えてくるだろうなと。それが議員さんが御指摘の部分だろうなと思っているわけです。

それについては、私どものほうとしても、当課としては真摯に反省をして、これから先、今まで以上に啓発体制について取り組んでまいりたいと思いますので御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、長尾議員、質問1、（3）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

ないですか。

それでは、質問1、（4）について再質問はありますか。

○1番（長尾慶太君）

先ほど町長から御意見いただきましたので、その進捗に関して、管理体制に関しては、現状に進めていただけたらと思うんですけど。その中で計画であったり重点加速対策事業の中では、町民の関心が低いというのは、やはりこの管理状況を示していなかったためだと私は思っていますし、今現在、自然災害の激甚化が常態化している現状において、情報公開というのは、努力義務ではなくても、説明責任だと私は感じていますので、改めて、先ほどホームページだったり広報であったりということをおっしゃっていただきましたので、年次報告の公表に関しても、しっかりやっていただきたいなと思っております。答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

要りません。はい。

それでは、これで、長尾慶太議員の一般質問を終わります。

次に、3番、大川正展議員の一般質問を一問一答方式で行います。

大川議員は質問席へ移動してください。

大川議員、時間はただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○3番（大川正展君）

議席番号3番、大川正展、さきの通告どおり質問します。

リチウム電池と充電式製品の回収について質問します。

リチウム電池及びこれを搭載した製品から出火した火災として、全国の消防機関が覚知している火災件数は、令和4年601件、令和5年739件、令和6年982件、令和7年1月から6月30日まで550件と右肩上がり推移しており、破棄されたリチウム電池の火災も増加しています。このような状況を鑑みて、行政による収集ステーション等での回収が必要と考えます。

(1) 昨年6月24日の新聞の抜粋ですが、埼玉県川島町では、発火事故防止へ回収ボックスを役場など3か所に設置した。ボックスは合金製、内部には消火フィルムが貼られ、万が一の発火にも備えています。近くに絶縁処理用のビニールテープを配置した。同町によれば、利便性が増し、自宅で何日も保管するリスクを減らせると。鬼北町にもリチウム電池等の回収ボックスを設置することが必要と考えるが、町の見解を伺います。

(2) 手持ち扇風機、加熱式たばこ、携帯の掃除機など、日常生活のあらゆる製品にリチウム蓄電池が使われていますが、適切に回収すればリサイクル資源となり、不適切に捨てられたら大事故につながることから、分別の徹底が重要となり、より一層強力な周知広報が必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、(1) なんですけど、昨年6月24日と申されたんですけど、9月。

○3番（大川正展君）

9月24日です。

○議長（芝 照雄君）

これで、間違いないですね。

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、大川正展議員のリチウム電池等充電式製品の回収についての御質問にお答えいたします。

大川議員がおっしゃるとおり、近年、モバイルバッテリー、手持ち扇風機などに使用されているリチウムイオン電池からの出火、火災事故が増加している旨の報道がされております。

原因は、強い衝撃や高温になることと言われており、回収時、また、処理する際に  
出火すれば、被害は甚大なものとなります。

現在、鬼北町においては、リチウム電池等は拠点回収をしておりますが、町民の方

が排出するには分かりにくい分別表記となっておりますので、新たな家庭ごみの分別早見表を作成し、分かりやすい分別表記に変更いたします。

1点目の、鬼北町にもリチウム電池等の回収ボックスを設置することが必要と考えるが町の見解を問うとの御質問であります。リチウムイオン電池などの回収は、専用の回収ボックスを設置、また、ショートによる発火予防のため、絶縁処理用ビニールテープ等も配置することといたします。

2点目の、より一層強力な周知広報が必要と考えるが、見解を問うとの御質問であります。排出する際は電池切れの状態にし、絶縁処理をしていただくこと、また、既に膨らんで発火の危険が高いものなどについては、役場本庁、日吉支所、各公民館の窓口へ直接持ち込んでいただくなどの協力依頼を、各戸配布文書、回覧、告知放送、ホームページを利用し周知することといたしますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、大川正展議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、質問1、（1）について再質問ありますか。

○3番（大川正展君）

今、先ほど設置するという方向で行かれると。何か所くらい。今現在ステーションがある公民館等とかで何か所くらいになる予定でしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁いたします。

○環境保全課長（東 明彦君）

まず、今現在の乾電池等の拠点回収場所は全体で7か所ございます。

場所を一つ一つ申し上げますら、まず中央公民館、あと、好藤公民館、愛治公民館、三島公民館、泉公民館、日吉支所、あと、南町集会所も回収場所になっておりますが、その回収場所は一応地元の方が出していただく、南町の方が出していただくというような表記になっております。回収ステーションではそういう表記になっております。そこも含めて7か所ございます。

今後、分かりやすく回収する場所も、今ほど申し上げた7か所、こちらを想定しております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、了承ですか。

○3番（大川正展君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、大川議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○3番（大川正展君）

先ほど長尾議員からもあったんですけど、周知徹底ですが、やっぱりこの環境だよりというのも、ホームページで開いてみると、令和2年の9月の環境だよりしか、引っ張ってこれなかったんですよ。

それから、やっぱり周知徹底というのをもっと強力に。やっぱり自宅で、私も12月、住民の方から出すところが分からんという相談を受けて、それで回収が、この役場のところに持ってきたんですけど、よう捨てなんだと。それで、その中で、電池を充電したままでやっと思ったんで、そういうことも、充電したままじゃ駄目ですよと。使い切って行かないかんですよと、そういうことももっと周知して、何回も周知せな駄目だと思うので、年に何回も、できたらするべきと思いますが、その辺をお伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁いたします。

○環境保全課長（東 明彦君）

今ほど御指摘のあった環境だより、こちらのほうのそういったリチウム電池の内容が令和2年ということで大変申し訳ございません。環境だよりのほう、毎年は出しておるんですが、ここ数年は当課でやっている補助事業、そちらの御案内の内容がメインになってきております。

御指摘のとおり、周知徹底が必要かと思っておりますので、分別早見表を更新する予定でもありますし、新しいプラスチックごみ、そちらの回収も始まりますので、そちらも含めて、いろんな媒体を通じて周知徹底を図りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、了承ですか。

○3番（大川正展君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

では、これで、大川正展議員の質問を終わります。

次に、8番井上博議員の一般質問を一問一答方式で行います。

井上議員は質問席へ移動してください。

井上議員、時間はただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○8番（井上 博君）

皆様、改めましておはようございます。議席番号8番、井上でございます。さきに通告したとおり、4つ質問をいたします。

まず、一つ目、上水道、農業用水について尋ねます。

通告したときは雨が降る状態ではなかったようですが、どうも二宮課長がひそかに雨乞いをしたのではないかと思いましたが、雨が降り、一息ついたところでございます。通告のとおり質問をいたします。

（1）今日の雨量は小雨であると言われております。そこで、当町においては、水対策において何か手を打っているのか尋ねる。

（2）現在の小雨であれば、田植にも支障を来し、大切な米の収穫にも影響が出てくると思われまます。行政としてはどのように考えているのか尋ねる。

（3）現在の太藤浄水場の状態はどのようになっているのか。貯水量で何%か答えていただきたい。

以上。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、井上博議員の1番目の上水道、農業用水についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、当町においては、水対策において何か手を打っているのかとの御質問であります。水道事業における小雨対策としては、使用量を減らす需要抑制に重点を置いて実施しております。具体的には、老朽配水管の更新、漏水調査の実施及び調査により判明した漏水箇所をの修理を行っております。

また、ソフト対策として、住民に対し水源水量が減っている旨を定時放送により事

前にお知らせし、いきなり制限とならないよう対策に努めております。

次に、2点目の現在の小雨であれば、田植にも支障を来し、大切な米の収穫にも影響が出てくると思われる。行政としてはどのように考えているかとの御質問であります。議員御指摘のとおり、この冬の記録的な小雨は、本町の基幹産業である農業、特に今後の田植作業や稲の生育に重大な影響を及ぼす可能性があるかと認識しており、耕作期を控える農家にとって切実な課題であると受け止めております。

町といたしましては、水田の水源となる河川やため池の貯水量の低下により、代かき・田植期の用水不足リスクが高まっている状況にあると認識しており、このことは、南予地方局鬼北農業指導班やJAえひめ南等の関係機関と共有しております。

このため、今作における対策として、節水を図りながら収量確保を目指す栽培管理の技術指導を関係機関と連携して進めております。具体的には、代かき等の水深を浅くする浅水代かきの実施や、畦塗りの徹底、畦シートの活用による漏水対策など、節水型の栽培を推奨するとともに、水路の点検や泥上げ、草刈りなどの維持管理を進め、水利用の効率化を図ってまいります。

また、万一の収量減少等に備えた経営面でのリスク対応として、農業経営収入保険や農作物共済制度の活用促進を図り、被害発生時に迅速な損害評価と支払いが行われるよう、農業共済組合と連携してまいります。

今後も小雨傾向の継続が懸念されることから、引き続き、関係機関と緊密に連携し、農家の被害軽減と営農継続に向けた支援に取り組んでまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、3点目の現在の浄水場の状態は、貯水量はどのようになっているかとの御質問ですが、議員御承知のとおり、大藤浄水場は町内で最も多くの配水をしている浄水場であります。小雨により、水源の水量は減少しておりましたが、先日から雨により取水量を賄えないような状況にまでは至っておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、井上博議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、質問1、（1）について再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

隣の宇和島市の須賀川ダムは貯水率が38%であるが、公用車には節水というステッカーを貼って市民に告知をしています。また、旧伊予市の区域では、2月24日より25%、減圧給水を行っているが、当町では、このようなことはしないのですか、

お尋ねをいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

今ほどの井上議員の御質問に対してお答えいたします。

現状は、先ほど町長のほうからも回答がありましたように、老朽配水管の更新であるとか、漏水調査を実施して、その漏水箇所をの修理を行っておりまして、それで現状、その給水量に対する取水量が賄えないというような状況には至っておりませんので、今ほど言われた宇和島市さん、伊予市さんのような対策は現状考えておりません。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

では、井上議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○8番（井上 博君）

当町では、池の工事をしているところがあるが、その地域の取水はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

ため池の工事をしているところの取水についての御質問だったと思いますが、そもそもため池は、小水、今回の少雨について、その関係はなくて、そもそもそこについては、ため池工事が単年度では終了いたしませんので、小雨の関係はなくて、栽培技術の技術実証などをそこは行う予定をしておる田んぼがございます。

今回のような小雨が単年度で終わることなく、これから以降も続く可能性がございますので、そのため池の工事がしてある地域については、大型の法人が乾田の直播、

直播と言われる乾田直播きですね。水を張らずに、種もみをまず播種して、その後に入水する、乾田直播の方法を実証するような話は進めております。この乾田直播の実証がうまくいけば、今後、水が少ない地域でも水田の稲作が十分にできるかと思えます。

この乾田直播きにつきましては、昨年から鬼北町でも実証を進めております。この乾田直播きが、初期の雑草対策とか収量の安定性など、まだ問題はありますが、そこら辺を関係機関と情報を連携しながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、井上議員、質問1、（3）について再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

（3）では、貯水量は何%かということでお聞きしたんですが、十分なことは分かりますが、パーセントで言えば何%なんですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

井上議員の質問に対してお答えします。

大藤浄水場の取水につきましては地下水となっております、正直何%というのは把握できません。このような回答にさせていただきました。現状において取水量を賄えないような水位状況ではないということであります。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問 1 については終了いたします。

それでは、井上議員、続きまして、質問 2 について質問を行ってください。

○ 8 番（井上 博君）

質問 2、消火設備（消火栓ほか）について。

（1）町内の消火栓は何か所あるか。

（2）設置場所の点検は、誰がいつ、どのように行っているのか尋ねる。

（3）地区ごとの消火栓の取扱いや放水訓練は行っているのかを尋ねる。

以上。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、井上博議員の 2 番目の消火設備（消火栓ほか）についての御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の町内消火栓は何か所あるかとの御質問であります。現在、鬼北町内に 6 5 9 基の消火栓を設置しております。

次に、2 点目の設置場所の点検は、誰がいつ、どのように行っているのかとの御質問ですが、消火栓等の点検については、地元消防団が毎年実施しております 6 月の夏季訓練、または 1 2 月の防火デーの際に、通水点検、外観点検及び周辺確認等を実施しており、異常が報告された場合は、速やかに危機管理課において現地確認を行い、修繕等を実施しております。また、維持管理に必要な経費について予算計上し、適切な管理に努めております。

次に、3 点目の地区ごとの消火栓の取扱いや放水訓練は行っているのかとの御質問ですが、消防団については、毎年、通水点検を行っており、町内の一部地域においては、自主防災組織等による消火栓を使用した放水訓練を実施していただいているところでもあります。

消火栓については、火災発生時の迅速な初期消火及び本格消火において非常に重要なものでありますので、地元消防団、自主防災組織等の地域住民の皆様の協力を得ながら、防災体制の強化を図っていきたいと考えております。御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、井上博議員の 2 番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、質問 2、（1）について再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（2）について、再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

今、町長が、消防団によって6月、12月に点検をされていると言いますが、本当にやっとなるのかどうか、私ちょっと、見たこともないので信用ができません。

これを統括している町として、各分団云々は、チェックはされているんですか。それで、やっている、やっていないというのは、どこで実証できるのか。そういう書類とかそういうのをまとめて、危機管理課なりやっているものがあるのかどうか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの消防団点検の報告の関係ですけれども、毎年必ず消火栓等につきましては点検をしているという報告は受けております。書類等については、報告書というふうなものはございませんので、今後、そういったものを整備するような形も検討していきたいというふうに考えております。

なお、この消防設備に関しましては、消火栓、そして格納箱等は町のほうで整備をするように現在なっておりますが、ホース等につきましては、地域の皆様の一部負担によって、自分たちの資機材という形で適切な維持管理を行っていただいているところになっておりますので御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

今、危機管理課長は言ってますけど、そういう点検というか、そういうノートなり、そういう物がなかったら、受けておりますと言ったって分からないですよ。分かるようにするんやったら、一覧表をつくって、どこの分団が云々というのを報告を受けて管理するべきであると思いますよ。だから、アバウトなこと言ったって、できて

ないんです。現状はできてないから指摘しているわけですから。そういうところを考  
えてやっていただきたい。

それと、6月、12月と言われたけど、本当にそれもそうですよ。チェックをされ  
んと、消防団も大変だと思いますよ。人がおらんと思うし。だから、車も動かさない  
ところもあるんですよ。部落によったら。そういうことも把握されてます。だからで  
きないんですよ、実際言ったら。それをどうやって点検するのか、私はちょっと不思議  
で、分からないですね。

だから、いないところは、例で言えば、沢松なんか恐らく、いないはずですよ。ね。  
ただ、消防署、消防自動車を動かさんといかん、エンジンかけんといかんと言うけど、  
それをどうやって代わりにやっているのか。時々は見るけど、実際は分からない。で  
きてない。そういうところは、点検さえできるわけないんだから。

だから、それを危機管理課として、どういうふうフォローするかいうと、やっぱ  
りプランしてちゃんとやらなければ、これは全く駄目だと思うんですよ。そういうこ  
とですので、よろしくお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りません。

○8番（井上 博君）

いいです。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（3）について再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

これも同じことで、やはり、放水訓練とか、そういうのも全部やっとなとか言うけ  
ど、実際言うたら、私の部落でも、1回もしたのを見たことはありません。悪いけど  
ね。それは、消防団に対して悪いから。

火災では、初期消火が大切であると思います。それで各地区、要所、要所でこうい  
うホース、消火栓が配置されているんですが、しかしながら、先ほど皆さんにお配り  
していますが、写真を見ていただければよいのですが、本当にばらばら。本当にばら  
ばらですよ。ばらばら、無管理ということですね。

だから、ホースの収納庫が壊れていたり、もうめちゃくちゃ。いざいうたら、悪い  
けど、水栓も開かない。どこに開けるものがあるのというようなもんですね。それが  
現状です。だから、そういうところを、初期消火、これ防災・減災と言って、その割  
には、まず道具がなければ駄目ですから、そういうところをきちっとやっていただき

たい。

表示もない。表示も消えている。そういうのは。消火ホースなんかでは、もうまいていだけで、訓練していると言うけど、訓練して、もしやったんだったら、ホースを干さないかん。干しているところなんかないですね。ずっと何年もまいたまま。まいたままであれば、もうホースは朽ちて、朽ちて、いざ出すときには、もうばらばらですよ。実際言って。硬くなって伸びにくいし、実際、本番に火災のときには使えないというのが現状だと思いますので、そういうところ、長期計画を持って、計画を持って、補修をしたらいいと思います。

その点、どういうふうにするのか、今後、ちょっとお考え、町長のお考えを。

○町長（兵頭誠亀君）

議員も御案内のとおり、出初め式において、服装、機械器具点検を実施しております。その後については、点検の日誌について、御覧いただいたときもあるんじゃないかなと思うわけでありまして。

御指摘の消火栓については、私は、消防団時代は毎回、夏に全ての消火栓のチェックをした記憶、毎年、記憶がございました。これについて、文書で報告をするということであれば、消防団の団体のほうとの協議も必要なんじゃないかな。それを申入れするには、私は今まで、これは昔と言いますか、歴代の行政と、それから消防団の団体のほうの連携の中で、申合せ事項として、しっかりとチェックをしていただくということを信頼関係においてやっておった部分でありまして、これのチェックを文書としてするということになってきますと、それなりの信頼関係についてどうなのかというような心配もございます。

議員は消防団の方も頑張ってもらっておるということは御認識いただいているみたいなんですけども、議会全体として、そういうこと、申入れをしてもよいのかどうか、議会として、少し御判断いただく、行政と同じように、議会としても御判断いただければ、私は幸いに存じます。それぐらい大きな変更になるんじゃないかなと思っているわけでありまして。それが1点。

それから、2点目の消火栓の状況について写真を御提示いただきまして、確かに古い部分がありますので、それについては危機管理課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問ですけれども、写真の状況、それから、消火栓の位置等、消防団と共有しながら現状を再度確認していただくような形で進めていきたいというふうに

考えますので、御理解いただければと思います。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

再度言いますが、危機管理課というものができたわけですから、これ何年前にできたのかな。そういうことは大切だから危機管理課が、地震とか云々、防災・減災のためにやっているわけですから。

だから、この消火栓とかそういう物は、要らんのやったらのけたらいいわけ。必要なわけですから。だから、少しずつ計画的にやらんといけん。それと、やっぱり危機管理課が中心となってですよ、課長。きちっと全部、部落云々、町内をチェックせんといかん。私はそういうふうに思います。

だから、消火栓、そういう看板がある、消火栓がある、それに対してのホース、3点セットが、きちっとないといかんけど、もう皆ばらばらばらばらですね。ホースやったら、ホースだけ。

日吉地区へ行けば、今度、中に消火栓は入れておりますけど、防火水槽があるからそういう消火栓はない。私だったら、この消火栓でも開けにくいんじゃないかと。なら、開けるのにどうしたらええって言ったら、バルブを付けていますよ。うちの部落はバルブ、ほかのところはついてないけど、うちだけはある。誰でも回せるようにバルブですよ。だから、ちょっと不思議やなって、簡単に付け替えしてもらいましたけど。誰でもできる。だけど、それはあんまり良くないと思いますけど。

だけど、そういうようなもんで、もう全部統一ができてない。やっぱり、あるからには、統一をしてやってもらわんといけませんので。そういうところを気をつけてやっていただきたい。私は、苦言で返答は要りません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2については終了いたします。

井上議員、続きまして、質問3について質問を行ってください。

○8番（井上 博君）

質問3、鬼北町誌発刊について。

(1) 2005年1月1日、旧広見町と旧日吉村と合併して20年がたちました。鬼北町になって初めての町誌を発刊、1冊3,000円、何冊需要がありましたか。

(2) 需要予測は何冊としていたのか。

(3) 公民館等には貸出しをしているが、教育の現場ではどのように対応している

のか尋ねる。

以上。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、井上博議員の3番目の鬼北町誌発刊についての御質問にお答えいたします。

1点目の鬼北町になって初めての町誌発刊、1冊3,000円、何冊需要があったか。また、2点目の需要予測は何冊していたのかとの御質問であります。鬼北町誌につきましては、令和2年度から町誌編さんに着手し、計125回、延べ500時間にも及ぶ編さん委員会での編さん作業を経て、町誌編さん業務を完了し、令和7年9月発刊に至ったところであります。

今年度に発刊いたしました初版の町誌発刊冊数は、年間平均需要冊数を50冊と見込み、20年間分に相当する1,000冊を発刊したところであり、販売につきましては、昨年9月30日から町誌の販売を開始したところ、今年1月末までの4か月間において63冊の販売を行ったところであります。

次に、3点目の公民館等には貸出しをしているが、教育の現場ではどのような対応をしているのかとの御質問であります。鬼北町誌につきましては、各公民館及び各小中学校の図書室に備え付け、閲覧や貸出しを行っております。教育現場におきましては、郷土の歴史や文化、町の歩みを次世代へ継承する重要な資料として位置付けを行っております。

まず、本町の成り立ちや地域の自然・産業・文化・行事などが体系的にまとめられていることから、社会科や総合的な学習の時間における郷土学習の教材研究資料として活用可能であります。

また、国指定史跡である等妙寺旧境内をはじめとする歴史資源や、でちこんか、広見川上り駅伝大会などのまちおこしイベント、鬼のまちづくりに関することなども掲載されており、児童生徒のふるさとへの理解を深める学習の充実につながっております。

さらに、町の合併の経緯や町政の歩みが詳しく記載されていることから、子供たちが自分たちの住む町の現在に至る過程を学ぶ資料としても活用可能であり、郷土愛の醸成や地域への誇りを育む教育に大いに資するものと考えております。

各学校におきましては、町誌を単なる保存資料にとどめることなく、調べ学習や探

究的な学習活動の中で積極的に活用するよう、校長会においても依頼をしたところでもあります。

今後も、子供たちが自らの住む町の歴史や文化を学ぶ機会において、積極的な活用に努めるとともに、教育分野のみならず、観光振興や移住定住施策など、本町の歴史や文化的背景を丁寧にまとめた資料として、その活用を幅広く検討し、町誌活用に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、井上博議員の3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、質問3、（1）について再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

ちょっと私、ほかのことを考えていたので、ちょっともう一度。（1）の1,000冊で63冊の需要があったと捉えていいんですかね。

分かりました。

○議長（芝 照雄君）

いいですか。

そしたら、質問3、（2）について再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

もう一度、予測をどういうふうに。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

今年度、発刊いたしました初版の町誌発刊冊数は、年間平均需要冊数を50冊と見込み、20年間分に相当する1,000冊を発刊したところでもあります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、井上議員、質問3、（3）について再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

（3）じゃないし、ちょっとトータル的に質問いいですか。これに関して、最後の

質問をさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

はい。

○8番（井上 博君）

今お聞きして、1,000冊を作って、63冊の需要しかなかったと。20年分、50冊で、20年分で町誌を作った云々とかって言われましたけど、実際に、町民の方の反応がどうだったか。町長としてですよ。こういう計画を立てられたんやけど、これの発刊に当たって、町長の所感ですね。町民の反応はどうであったのか。実際、63冊の需要、これからずっとあるのかないのか、私は分かりませんが。結局、これを発刊して、こういうような、私としては、63冊というのはやっぱりあまりいい数字ではないと思いますので。町長としての所感を述べていただきたい。お願いします。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

まだ、発刊して4か月でありまして、町長の所感といたしますか、私は中身を、まだ7割ぐらいしか拝見してないんですけども、初めのところの合併の状況について、こういうこともあったんかというところで、本当に興味深く拝見しているところであります。

町民の方々の状況については、企画振興課長のほうが存じておりますので答弁をさせていただきますと思います。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、販売冊数につきましては63冊でございますが、県立図書館、国立図書館、また、県内の大学の図書館、また、各公民館図書館等、あと関係者含めまして、多くの方の目に触れていただく部分での配布等も含めると、120冊程度、1月31日現在で払出しをさせていただいております。

井上議員おっしゃいました、地域、町民の方の御反応はということでございますが、先般、各地域向けに町誌のほうを配布する準備をさせていただいたところでございます。ひょっとしたらもう配布が至っているかもしれませんが。

そういった中で、また町民の目に、多くの方にとっていただいて、また中身を見ていただいて、そういった中でそれぞれ御反応、御意見をいただけるものかと思っておりますので、またそういった中で反応、御意見等、または集約、確認をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません、追加で申し訳ないです。

文献等について、本当に私疎いもんですから、中身についての所見というものはなかなか申し上げないんですけども、ただ、これに携わった業者さんが、前も申し上げましたけども、営業の方が、40年営業した中で3本の文献に入る大変、地元の状況をしっかりと書き加えたといいますか、すばらしいものができたというふうに自負しておりますというふうに言われましたので、本当に編さん委員の方々には心からの御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

実際に言うと、これはいろんなところへ配って、120冊ですから、1,000冊作っとるわけですから。だから、今から将来、どういうふうにされるのかは分かりませんが、ちょっと発注部数が、やっぱり1,000冊というもの、これお金幾らかかったのか私も分かりませんが、ちょっと無駄やないかと思えますけど。その点、考え方がちょっと理解できません。お答え。

○町長（兵頭誠亀君）

私、日吉村誌のことは分かりかねるんですけども、前の広見町誌のときも、歴代の行政の推進について、1期目、それから、旧広見町の2期目についても、多分、1期目ときも1,000冊印刷してあったと記憶をいたしております。

残り、企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

総冊数の作り過ぎじゃないか、そういった御意見ではないかと思いますが、今ほど少し町長のほうからも答弁ございましたが、参考とさせていただく際に、広見町誌、昭和60年、40年前だと思いますが、1,000冊程度、その後、広見町誌続編、平成16年、これ20年前になりましょうが、1,000冊程度で、それぞれ20年、40年たつ中で、今でも鬼北町誌に併せて町誌の続編を合わせて購入したい。また、昔の広見町誌、まだ残ってないでしょうかというようなことでお買い求めいただく場合もございます。

今回、20年を想定しておりますが、20年以上の期間の中で、またお求めいただく可能性もあるほか、また第二版、初版を少なくしてしまうと、また次作るときに、

また経費が、コストがかかってくるということもございますので、一応1,000冊ということを目安に作らせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問3については終了いたします。

井上議員、質問4について質問を行ってください。

○8番（井上 博君）

質問4、マルシェイベントについてお尋ねいたします。

(1) 2025年12月14日に近永駅前で行われていたが、来場者及び出店者の人数を尋ねます。

それから、(2) マルシェイベントは、もちろん計画書はあると思うが、年間何回開催されるのか。また、町内外にはどのように告知されているのかを尋ねる。

(3) マルシェイベントを行って、費用対効果はどのように思っているのか、お尋ねをいたします。

以上。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、井上博議員の4番目のマルシェイベントについての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の2025年12月14日に近永駅前で行われていたが、来場者及び出店者の人数を尋ねるとの御質問であります。昨年12月に開催いたしました近永駅前マルシェにつきましては、来場者が約500人、出店者数は18店舗となっております。

次に、2点目のマルシェイベントは、もちろん計画書はあると思うが、年間何回開催されるのかとの御質問であります。本事業は、予土線沿線における駅前イベントの開催及びイベントのPRにより各駅周辺地域のにぎわいを創出するとともに、各地域の交流人口拡大を図ることを目的とした愛媛県主催の事業であり、現在、伊予宮野

下駅、近永駅、松丸駅の3駅において、地域団体等で構成される各市町の実行委員会が県の委託を受け、イベントの実施及び運営を行っているところです。

本町につきましては、町内事業者を中心に構成する実行委員会に町も加わり、駅前マルシェイベントを開催しているところであります。前年度末に開催される3駅実行委員会合同会において、翌年度に予定する駅前マルシェの開催日程等、計画協議が行われているほか、開催回数につきましては、委託内容に基づき、年3回の開催としているところであります。

また、町内外にはどのように告知されているのかとの御質問であります。駅前マルシェの開催通知につきましては、イベント開催チラシの回覧や町内外の主要施設へのチラシ配布、予土線沿線地域へのチラシ配布等により周知を行っているほか、県及び町のホームページ、インスタグラムやイベントサイト、ニュースサイトなどSNSも活用し、町内外に幅広く周知を図っているところであります。

次に、3点目のマルシェイベントを行って費用対効果はどのように思っているのかとの御質問であります。今年度3回の開催を予定しているマルシェイベントに係る愛媛県からの委託料は66万円、7月と12月に開催した2回のマルシェイベントにおける来場者数は約3,000人、出店店舗数は37店舗、売上総額が約150万円との報告を受けており、愛媛県が目的とする駅前周辺のにぎわい創出や交流人口の拡大を図る上で、一定の効果があるものと捉えているところです。

今後も、愛媛県や沿線市町と連携し駅前イベントの充実を図るとともに、駅前周辺のにぎわい創出及び交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、井上博議員の4番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、質問4、（1）について再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

12月14日当日は一本松マラソンがあり、また、松野町駅前マルシェがあり、立派なチラシも松野町は折り込みもしておりました。鬼北町は回覧のみでの告知では、あまりにも策に欠けているのではないのでしょうか。

この日に500名、18店舗で500名と言われましたが、このぐらいの人数で課長は満足されているのですか。企画課長として答えていただきたい。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただきましたが、12月のマルシェにつきましては、今ほど議員も御説明されたとおり、松野町のマルシェも同日開催ということで、こちらの日程につきましては、先ほど町長が答弁されました前年度における3駅合同協議会において、例年は、それぞれ月数を分けて重複しないように実施されていたということを聞いておりますが、今年度においては、重複する場合も仕方がないというような判断において、それぞれの市町で日程を決めた中でかぶってしまったというような状況がございましたので、そちらにつきましては、議員御指摘のとおり、担当課長としては、少し今後、検討しないといけないと考えるところでございます。

また、周知方法につきましても、少し足りてなかったというような御指摘でございますので、一応、県の仕様の中でも、チラシ含めてSNSを活用してしっかりと周知活動に努めなさいというようなことになっております。12月につきましても、インスタグラムを通じて周知は図ったところでございますが、天候等もかなり悪い状況でございましたので、なかなか芳しくなかったというように感じております。

今後、またマルシェ事業につきましては、しっかりと周知活動を行う中で多くの方に来ていただくよう努めていきたいと考えておりますので御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

では、質問4、（2）について再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

ない。

○議長（芝 照雄君）

では、質問4、（3）について再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

12月のマルシェイベントは、休日にかかわらず、寒い中、たくさんの方がイベントに応援に出られて大変だと思います。ですから、やるからには、来店客にも満足の

いただける内容でありたいと願っております。

費用対効果という言葉、課長はどのように思われているのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。私からしては、企画課長に費用対効果という言葉プレゼントいたして、回答は要りませんが、これで質問を終わります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

これで、井上博議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

再開を10時45分とします。

休憩 午前10時27分

---

再開 午前10時45分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、入田伸介議員の一般質問を一問一答方式で行います。

入田議員は質問席へ移動してください。

入田議員、時間はただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○2番（入田伸介君）

議席番号2番、入田伸介、通告のとおり質問いたします。

質問1、町内の住環境について。

住宅総数に対する空き家総数の割合が、全国でも上位にある愛媛県であります、本町でも、その傾向は著しい。しかしながら、本町のような小規模自治体においても、戸建て住宅を求める子育て世代や移住希望者は一定数存在すると思っており、空き家の利活用はその一助になると考えております。

そこで、質問（1）賃貸共同住宅整備事業による入居者の方のうち、①町外の方、②町民ではあるが立地地区以外の方、それぞれの人数及び同事業の目的と効果を伺いたい。

（2）移住希望者や所得超過等の理由で町営住宅を退去される住民等への対応、移住の促進や住宅紹介などはどのような体制で行っているのか。

（3）令和3年4月制定の鬼北町空家等対策計画にある各推進事業の数値目標の達成状況を伺いたい。

(4) 老朽危険空家除却費用補助事業の事前調査申出は、令和3年度以降何件あり、補助を用いて除却されたのは何件か。

(5) 森林資源活用事業による雇用創出に係る住環境的な受皿はいかがお考えか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、入田伸介議員の町内の住環境についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の賃貸共同住宅整備事業による入居者の方のうち、①町外の方、②町民だが立地地区外の方、それぞれの人数及び同事業の目的と効果を問うとの御質問であります。

民間賃貸共同住宅整備促進補助事業につきましては、民間資金を活用した賃貸住宅の建設等を支援し、良質な賃貸住宅の供給拡大を図るとともに、移住及び定住を促進することを目的に、令和5年度から実施をしているところであります。

これまでに3棟9戸の民間賃貸共同住宅の整備、また、今年度、1棟3戸の整備が予定され、入居率は100%。また、9世帯の方が町外からの入居と聞いているところであります。UIJターンによる地方移住や町内転出人口の抑制など、移住定住施策を推進する上で、一定の効果があるものと捉えているところです。

なお、入居者のうち、②の町民だが立地地区外の方の人数についても御質問をいただいておりますが、入居に当たっては、事業者と入居者との民間契約であるため、前住所地を含めた入居者個人情報の調査権限を町は有していないほか、町内転居者における前住所地の別については、個人情報保護の観点からお答えを差し控えたいと考えますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、2点目の移住希望者や所得超過等の理由で町営住宅を退去される住民等への対応、移住の促進や住宅紹介などはどのような体制で行っているのかとの御質問であります。移住希望者への対応等につきましては、担当課において、電話や対面等により対応の上、相談内容に応じて担当部局と連携し、対応に当たっているところであり、首都圏で開催される移住フェア等にも参加し、来場者への本町PR、また、移住相談により移住推進を図っているほか、空き家の利活用や賃貸物件の有無など、住環境における相談、問合せ等につきましては、町内不動産取引事業者と連携し対応を行っているところです。

また、所得超過等の理由で町営住宅を退去される住民等への対応につきましては、

令和7年第3回鬼北町議会定例会における一般質問の回答と同様とはなりますが、鬼北町では、収入の上限を設けず固定家賃を課す特定公共賃貸住宅の供給を行っているところであり、収入超過の世帯に対しては、この特定公共賃貸住宅の御利用を御案内いたしているほか、特定公共賃貸住宅以外を御希望の場合は、町内の不動産取引事業者の紹介や空き家情報の提供に努めているところでもあります。

次に、3点目の令和3年4月制定の鬼北町町空家等対策計画にある各推進事業の数値目標の達成状況を問うとの御質問であります。

現行の空家等対策計画につきましては、令和7年度を最終年度とし、7項目の推進事業について目標を定めているところであり、令和8年1月末日時点における年度途中の実績状況であります。空き家バンクの新規掲載件数について、令和7年度目標件数8件に対し、新規掲載件数は5件、鬼北町移住者住宅改修支援事業について、令和7年度目標件数2件に対し、事業件数はゼロ件、鬼北町空き家活用定住支援事業、鬼北町定住促進空き家リフォーム等補助金事業については、2事業を令和6年に統合し実施しているところであり、2事業における令和7年度の目標合計件数23件に対し、事業件数は3件、鬼北町移住定住促進空き家活用住宅事業について、令和7年度目標件数2件に対し、事業件数は1件、鬼北町老朽危険空家除却補助事業について、令和7年度目標件数14件に対し、事業件数は7件、空き家等の苦情相談対応処理件数について、令和7年度目標件数8件に対し、対応処理件数は14件となっております。

次に、4点目の老朽危険空家除却費用補助事業の事前調査申出は、令和3年度以降何件あり、補助を用いて除却されたのは何件かとの御質問であります。令和3年度における事前調査は14件で、補助金交付は12件、令和4年度は、事前調査が11件で、補助金交付は9件、令和5年度は、事前調査が5件で、補助金交付は5件、令和6年度は、事前調査が9件で、補助金交付が8件、令和7年度は、事前調査が7件で、補助金交付は7件となっております。補助対象とする老朽危険空き家として認定がなされなかった理由といたしましては、辞退が1件、沿道要件不備が1件、評点不足が3件となっております。

次に、5点目の森林資源活用による雇用創出に係る住環境的な受皿はいかがお考えかとの御質問であります。現在進めております森林資源活用事業は、改質リグニン工場や木材加工施設等の整備を通じて、最終的には約30名から50名規模の新規雇用創出を見込んでおります。この新たな雇用の創出は、本町への若年層への定住促進や地域経済の活性化につながる重要な機会であると認識しております。

本事業においては、地域住民の雇用機会の拡大を基本としておりますが、一定程度は通勤圏域外からの人材確保も想定されるところです。

こうした方々の住居等につきましては、雇用者本人や事業者の意向を踏まえ決定されるものではありませんが、町としては、当町を居住地として選択していただけるよう支援をまいります。

具体的には、活用可能な空き家や民間の賃貸物件、町営住宅など町内物件に関する情報の把握と提供に努めるとともに、町所有の遊休住宅の社宅利用の可能性についても検討し、幅広い住環境の選択肢を確保したいと考えております。

今後、森林資源活用事業は工事着手の段階へと移行していく流れとなっており、現時点では住環境の具体的な確保策について、事業者と詳細な協議には至っておりませんが、雇用の受入れ体制を整える上で重要な課題であると認識しております。

このため、今後は事業の進捗に合わせ、事業者と十分に協議を進めながら、従業員が安心して生活できる住環境の確保に向けた対応を図ってまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、入田伸介議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、質問1、（1）について再質問ありますか。

○2番（入田伸介君）

御答弁によりますと、実績のある3棟9戸に関しては、町外の方が9世帯という認識でよろしいんですかね。

それで、その詳細は、その個人情報絡むので公表できないということですね。

これ、年度、年度1,200万円投資されている事業と思うんですけども、その公営住宅では具合が悪かったんでしょうか。そこをちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問の前に、確認で実績があった戸数のうち9世帯が町外にあるかという御確認があったと思いますが、今年度予定するもう1棟、合計4棟になりますが、その4棟、予定を含めた4棟で町外の方が9世帯ということでございます。訂

正をさせていただきます。

御質問の、公営住宅ではどうだったのかというような御質問でございますが、先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、当初この制度の立て付けを検討した際に、目的としては民間の事業者、民間の資金を活用して優良な住宅を確保していく、そういった狙いがありましたので、まずは、民間の方、民間事業者への補助という部分を含んだ中で、この制度設計をさせていただいたところでございます。

なお、ちょうど制度創設当時におきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に引き上げられて、経済活動再開、徐々に活動を再開しておりましたので、事業所の経済活動を支援する、そういった部分も含めまして、こういった制度等も検討をしたところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、再質問ありますか。

○2番（入田伸介君）

確かに新型コロナの頃と重複しますので、そういった経済効果の抑揚という目的があったというのは、ちょっと私、そこは抜け落ちておったわけなんですけども。

前段御説明いただきました民間を利用して良質な住宅をと云々ありましたが、今回先ほど質問しましたリグニン事業でもそうですけれども、PFIとかその民間を使うやり方はいろいろ公営住宅でもあると思うんですけれども、なぜあえて補助にしたのか、伺ってよろしいでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

なぜ補助事業にされたのかというような御質問であろうかと思えます。申し訳ございません。繰り返しになってしまう部分もありますが、当時、制度設計を考える中で、民間事業者の事業を主体とした住宅の確保というのを検討させていただいたところでございまして、その当時、PFIを活用して実施をしていく、そういった部分につきましては検討を、当課においてはしておりませんでしたので、こういった補助事業を採用させていただいたというところでございます。

以上です。

○2番（入田伸介君）

やはり今の手法、補助でありますと1,200万円出しっ放しということですよ。このPFI事業でありますと、後年度、回収ということも可能かと思いますので、またもしよろしければ、もう一度検討いただければと思います。

それと、今回、民間の資本が入るということで、今まで、今4棟目が建設中ではありますけども、どうしても民間が手がけると市場原理が働きますので、全部立地条件が中心部に偏ると思うんですけども、その点はどのような配慮をされているんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

これを実施する際に、事業者側とも1年、2年目ぐらいから、近永以外にできんやろかという話を私のほうからも持ちかけたんですけども、町長、町営住宅・公営住宅の状況を見て、この事業を推進する上で、近永以外のところにあった場合に、全て100%入居できるという自信がないんですというのが、事業者側の御返事でありました。

制度設計として、近永にある場合は金額を落とす。近永以外のときは金額を上げるというような、例の保育所の再編のときにもしたような補助金の創設も考えたんですけども、実際に住んでいらっしゃる方の意見を聞きますと、やはりスーパー、そこらがある近永に住みたいのは若い者の道理じゃないですかというのが御意見だったものですから、議員さん方、または町の行政側の、各地域に若い者が存在してほしいという意見とは裏腹に、やはり、公的な住環境というものを若い方は求められているのが実情だということを私は意見として徴収したものですから、なかなかその次のステップまでいかなかったというものは事実でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、質問はありますか。

○2番（入田伸介君）

今回、私の（1）の質問の主眼は、空き家対策との整合性が伺いたかったんですよ。実際、私この民間の共同住宅整備事業、ほかの自治体でもやっているのかと調べました。実際やっておられますね。ちょっと私の調べ方が薄いのかもかもしれませんけども、ざっと挙げますと、北海道で言えば、安平町、共和町、上川町、兵庫県南あわじ市、和歌山県紀美野町とお読みするんですか、そこで実際やっておられます。金額も似たようなもんですね。

ただ、今挙げた自治体は、空き家対策、それほど力を入れてないみたいです。仮にあっても、我々で言うサブリース事業、借り上げて、最初、また大家さんにお返しするというのをやっているのが、南あわじ市と紀美野町、あとは北海道に当たっては、ほとんど空き家対策整備事業はやっていない。その代わりに、この民間の資本を投入しての住環境を整備しているということだと私は思うんですけども。

そうすると本町の場合、空き家対策も力を入れていると私は認識しておりますので、空き家対策との整合性、今町長が御答弁いただきましたように、中心地にこういうのができますと、空き家を使ってでも、周辺地に住まなくなるんじゃないかと危惧するんですが、その辺りはいかがお考えでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

御承知のとおり、空き家対策については、もうこの賃貸共同住宅の整備事業をやる前から地域の課題として取り組んでまいりました。私も北海道の市町に空き家が全くないとはもちろん思っておりませんし、施策として展開する考え方として、この事業をチョイスしたんだらうなというのは想像はするんですけども。そこの現場に行ってみないと分からないんですけども。

うちの町としての、町としての特色として、空き家というものが近永以外にもいっぱいあるということは認識をして、なおかつ、それについて、施策として、そこを利活用したい、または、老朽な危険を取り壊したいという思いというのは、もう私の就任当初から議員さんの方々とも意見を共有したというふうに私は存じております。

ただ、実際に空き家を1件、行政がする目的、取り壊すか、再利用するかをするにしても、相手方といいますか、所有者側との折衝が相当険しいといいますか、この仏壇は残しといてくれとか、そこら辺りの折衝というのは、担当者は相当苦労しておるのはもう間違いない。

施策をいっぱい展開しますと、取壊しじゃなしに、家だけじゃなしに、土地、畑、田んぼ、山も全部、何とかしてほしいのよとか、一つの相談をいただきますと、一つの御家庭の全体の相談に乗らなければならない。これを切り離して、空き家だけを何とかしようかというようなところじゃなしに、その課題というものにも直面する。本当に担当者1人ではなかなか難しいというところがあって、進まない。ただ、それでも若い方が住むところとして、しっかりと御提供するためには、何とかせないかんということでこの事業を始めた。

また、若い方は、その空き家になかなか入りたがらないということも実際にある。今現在、入っている方々にお話しすると、やっぱり古い空き家であると、何ぼリフォームしても虫が出るとか、そういう意見を、女性の方、何人かには話を伺いました。

本当にこれ難しいといえますか、いやいや、それはどこの田舎でも出るだろうと思うんですけども。その課題の解決に向けて、それぞれの若い方のニーズを全部引き受けるには、両方の施策を展開せないかんと思ひまして、現在、両方、施策を展開しているんですけども。

入田議員として、両方やるのはおかしいことなのかとか、空き家対策のほうが進まないんじゃないかというふうな危惧というのは十分承知しているんですけども、空き家対策をするにしても、なかなかその件数、また、それを老朽化して廃棄するのか。それから使ってほしいと。使えるかどうか確認というものも本当に一つ一つの物件が難しいというのは現実ありまして、できることなら人を増やしてでもやりたいという意欲はあるんですけども、そこは御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、再質問いいですか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、入田議員、質問1、（2）について再質問ありますか。

○2番（入田伸介君）

（2）先ほど町長がおっしゃったので、ここは重複しますので、ここでまとめて御質問させていただきたいと思ひます。

この2番に関しては、移住者と今、実際、住んでおられるこの所得超過者という方、2つの事象がありますので、まずは、今住まれている方のことについて、ちょっと伺いたいと思っております。

町長もいろいろと御存じと思ひますので、細かいことまでは申し述べませんが、やはり私の地元のほうでも、30代の方でも、町営住宅に入りたいんやけどと言ったら、所得制限がかかって入れませんというふうな回答をいただいて、できませんでしたというのが多数、耳に入っております。

また、実際、入居できた人も、これ、最近の話なんですけども、やっぱりちょっと収入、年々上がられますので、どうも所得制限が入居中にかかってくると。その所得

制限の超過分を割増でお支払いしとるんやけど、ちょっとそれも限度があるといひますか。この間、私が聞いた話によりますと、2万円台でお貸しいただいていた家賃が4万円台になったり、ある方によると、10万円台が、2月に通告が来たということで、お二人とも、もう町営住宅を出るといふことで相談を受けました。

その相談を受けている間に、定時放送で町営住宅入居者募集中とかって言っつて、ちょっとこれはいかなもんなのかなど。やはりこれ所得制限ですが、今、働き方改革等で最低賃金も上がっていますし、そういった中でこの所得制限の額は変更されているんでしょうか。そこをお伺いしてよろしいでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

公営住宅法の縛りがあるといふことで、私も同じように物価高騰において賃金が上がっているんで、その変更といふものは当然してあつてしかるべきだと思ひますけども、そのこのところ、建設課長のほうで答弁をいたします。

○建設課長（佐子 司君）

入田議員の御質問ですが、今、町長が答弁いたしましたとおひり、公営住宅法によつて縛られておるところでございます。

所得の多い方、収入超過者の方につきましては、何といひますか、入居後におきまして3年間の猶予はございます。住むことはできますが、超過分はお支払いいただひているところでございます。

収入超過のまだ上の段階になりますと、高額所得者に当たるようになってきます。こうなつてくると、明渡しの請求、こういう事務も発生いたしてきて、それも5年の猶予はございますが、明渡し義務といふことで、出ていただくよふな勧告をしている状況でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、質問。

○2番（入田伸介君）

町長、第三次鬼北町長期総合計画の構想に、鬼北に残る町つて掲げられていると思ひうんですけども、残りたいと思ひている方がいらつしゃるのに、こういふ案件があるといふのは、ちょっといかなものかと思ひております。

先ほどおつしゃつた特公賃とかいろいろ準備はしてあるけれどもといふ云々ありましたが、実際、ぽろぽろと町外に出ていつてしまつてるのが、私ども日吉地区でもありまして、恐らく、旧広見地区でもあるんじゃないかと思ひておりますので、

ここをちょっと受皿を考えておかないと、幾ら移住者を招聘するとか、関係交流人口を増やすとか言っても、足元からぼろぼろぼろ出ていっているのは、これ本末転倒じゃなかろうかと思imasuので。本当に難しい問題だと思うんですけども、ちょっと力を入れていただきたいと思っております。

そんな中で私、お聞きしたのが、移住のコーディネーターさんがいらっしゃると聞いたんですけども、この方、まだこっちにいらっしゃるんですよね。やはりこういったコーディネーターさん、私ちょっと本人、存じ上げませんし、仕事の内容も分からないんですけども、そういった方、先ほど1人ではちょっと難しい、マンパワーの問題もあると思imasuんですけども、そういった人口が減っていくというのが、今、この鬼北町の一番の課題だと思imasuので、ここに力を入れていいと思imasuので、そこをちょっとテコ入れしていただきたいと思imasu。

コーディネーターの方を、移住だけじゃなくてその定住と申しますか、今いらっしゃる方の、例えば、もう高額所得とか家賃超過等が出ていかざるを得なくなったとき、こういうやり方もありますよとか、そういう提案をしていただいて、その受皿さえ御提供いただくというような、引き続き、体制をつくっていただいたらどうかと思imasuんですけど、いかがでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

移住コーディネーターと呼ばれる方は、元地域おこし協力隊で、今、w a r m t hのほうでいろんな相談に乗ってもらっています。ただ、移住コーディネーターの一番のところは、メインのところは、移住をもししたときに、どのような生活、暮らし、人生にしていこうかというベーシックな部分を説いてと言いますか、鬼北のほうでは、こうやっていけるんじゃないですかというようなアドバイス、そこがメインになっって、今ほど議員が言われた住環境、ハード的な部分とか、どのように暮らしていく、生活の糧の方法とかいうものについては、なかなか全部を把握し切れないなというふうに私も思っております。そこ辺りも重く受け止めなければならないと思imasuので、今日のお話も含めて、住環境の整備というものについて、いま一度しっかりと取り組んでまいりたいと思imasuので御理解いただきたいと思imasu。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、入田議員、質問１、（３）について再質問ありますか。

○２番（入田伸介君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問１、（４）について再質問ありますか。

○２番（入田伸介君）

（４）について御答弁いただきました。

これ回覧文書なんですけども、この老朽危険空き家、費用を一部負担しますというのを、私これを見てから質問させていただいておるんですけども、今ほど、令和３年から令和７年度までの申請者数と実際、除却された物件の数をお聞きしたんですけども、一応これ、募集件数１０件と記載されているんですけど、１０件に満たない年があるのは、これは何でなんでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

１０件に満たない募集というのは回覧の募集戸数と言われることですか。

○２番（入田伸介君）

件数１０件先着順ではありませんと。その１０件は受け付けますというやつだと思っておりますけども。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの御質問ですが、上限が８０万円で予算を組んで、１０件ではありますが、その上限に達しなくて除却できる物件もありますので、その費用が予算に達するまでは補助をしているような状況で運用しております。

以上です。

○２番（入田伸介君）

ということは、件数で縛るんじゃなくて、額面で縛るということなんですかね。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

本来、平均的な除却の金額というのが、100万円以上かかるだろうと見越して、10件、大体10件という件数は募集しておりますが、小さな平家であれば、そこまでかからないというような状況がありますので、できるだけ除却されたい人がおられるならば、それに応えたいということで、予算の上限額までは取り壊すような申出を受けておるところであります。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

分かりました。

これちなみに担当の方にちょっと私、伺ったんですけども、今課長がおっしゃったように、補助額80万円出ますよと、最大で。それでどういった補助対象となる物件の調査をされているんですかと聞いたら、担当者が1人で行って行くという御回答をいただいております、空き家の利活用の審査では、建築関係者や不動産関係者の四、五名と一緒に現地に行って確認されるというらしいんですけども、その除却80万円ってそんな小さい額じゃないと思うんですけども、それを1人がやっていて、またチェックリストも私見せていただいたんですけども、チェックして、ここ何点、100点にいかなかったの、あなたのは補助対象になりませんと言われても、なかなか納得感が得られるのかなというのはちょっと疑問に思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの入田議員の御質問ですが、1人で行く場合と複数人で行く場合はございますが、これ、国庫補助事業、国費と県費を頂いている事業ですので、ある程度、提出する資料を作成しなければなりません。そこで1人では行えない作業というのも入っておりますので、そこは住民の方とお話しする以外の場合で、その沿道要件とか、

そういうふうなものも確認しなくてはいけないので、そこら辺の写真の撮影だとか、そういうのは1人では到底できませんので行くようにはしております。

現地で立会する場合においては、その住民の方と、ここはこうですよと申し合わせて判断するには今、気をつけてしておりますので、そこら辺は愛媛県のガイドブック、そういうものもありますので、それと見比べながら行うようにしております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

先ほど御質問しました、鬼北町の空家等対策計画のデータを見ますと、これますます空き家、古いといいますか、老朽化した空き家、これからどんどんどんどん増えていくと思っておるんですけども、これも先ほどの利活用とも裏表になろうかと思えますけども、以前、私もこの対策計画にありますように、空き家といいますか、居住環境に関しては、所有者に第一義的な責任があるというのは理解できるんですが、あまりにもこれほど空き家の数が増えていきますと、もう結局、一種の社会課題に入ってきていると思っております。所有者だけで対応し切れる範囲をそろそろ超えてきているんじゃないかろうかと。これは全国的な話だと思うんですけども。やはり行政サービスとして、取り組むべきマターではなかろうかと思っております。

空き家に関しましては、除却の補助は、その大地震のときには避難者の妨害とか、そういった点が重視されていると思うんですけども、やっぱりその避難路確保の備えであるとか、火災時発生時の延焼の軽減とか、あるいは野良猫や何か小動物ね、これらが住み着くことによって、環境が劣悪な状態になるというのもありますし、何よりも地域の美観といった環境保全の点からも、空き家に関しては適正に処理していくのは必要でなかろうかと思っております。

今申し上げたことも、建設課だけでなく、環境保全課とかいろんな課にまたがる事業ですので、これはお願いばかりしてあれなんですけども、やはりここも課を縦断的な施策として、今後とも取組強化していただきたいと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

空き家対策のほうが増えているというところで、先ほど実務的には大変難しいんで

すよと申しあげましたけれども、ここで取らないかんのは、町外、また県外に住んでいらっしゃる方が所有者であった場合、この進み具合が、例えば、山林の場合は、今、山は持っていて、あまり財産にならないというふうな考えが全国で浸透しつつあって、結局、山を民間に任せますとか、それから団体に任せますとかいう意向調査で、ほとんどが町のほうの管理に任せますというふうに言っていただきまして、集団間伐がどんどん推進することが、鬼北町では出てくるようになってきました。これは10年前とは違うところ。

もっと言えば、30年前、私らが子供、若者のときには、もっともっと山の財産というのはしっかりと財産として、都会の方も、うちは山持つとるけんというふうなお考えがあったかもしれませんが、今はそこまでないということが認識されてきた。

しかし、この空き家といいますか、この土地については、やはり住宅地、宅地でありますので、その宅地についての評価というものは、一般の方々、都会の方、都会に出られた方、実家がある方についても、山と同じようには認識されてないというか、まだ財産として確保できるんじゃないかというところはまだあると思うんですよ。

これがもし山と同じように、財産としての価値というものを、都会の人間として見いだせないのであれば、もっともっと何とかしてほしいと、お金を出すよというふうになると思うんですけども、そこまでに至ってないのは、やはり民間の所有地であって、自分がお金を出してでも、あとそれ以上の価値が出てくると判断されるのであれば、その部分については、行政のほうでは空き家として、それを行政課題として、取り壊すことができないといいますか、施工できない、推進できないというような状況がまだあるんじゃないかなと私は思っているんですよ。

これがもっともっと進めば、いやもう持っていてもこたわないと。これも後ほどの今城議員の質問にもありますけども、やはりそれが地域にとっては大変なお荷物なんですと。住環境として、住みよいまちづくりには弊害があるんですよということを訴えることはあつてしかるべきなんですけども、それを理解、認識してもらうまでに、まだ差があるというふうに、まだ思っているんです。

これが、町内全域において空き家が増えておるということは認識しておりますので、それを何とかするという形で、この部分の空き家対策の除却、それから利活用というところは、最重要課題として、やっとなんかいいんじゃないかな。

先ほど入田議員が10年間の第三次総合計画に触れていただきましたけども、後の分にも触れるんですけども、中身に、新しい形として、空き家というものを、今までは宅地のところに出とったんですけども、それを環境のところにもちゃんと出してい

るということで、私としても、町としても、そのテーマとして認識はしておるということは御理解いただきたいなど。第二次総合計画からしっかりとそこらは変えてきましたので、そこは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

せんだって新聞を読んでおりましたが、ちょっと気になる記事がありました。御存じかと思えますけど。

関西圏、京都市やら大阪市では、空き家税か何かが導入されつつあるというのがありましたので、町長が今おっしゃったように、個人の所有という件では、アンタッチャブルといいますか、入りにくいところはあると思うんですけど、こういった施策、今言った空き家税みたいなのが浸透されていくと、またいろいろと変わってくると思いますので、そこら辺もちょっと射程に入れておいていただいて、また今後、施策を広げていただければと思っております。

答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、入田議員、質問1、（5）について再質問ありますか。

○2番（入田伸介君）

先ほど御答弁いただいたのは、ちょっと私、把握し切れなかったんですけども、今回は町のほうでは何か新しいものをつくらとかなんとか、まだ今のところ考えてないということなんですかね。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長とも話をしたんですけども、独り歩きしてるのが、30人から50人の雇用がありますというのは、最終的な段階を想像した企業さんからの数字でありまして、多分、1年目は伐採、間伐の数量も、段階的に増やしていきだろかなということは、安易に想像できます。

初めの5人、10人の中で、それが技術者であり、リグニンを開発といいますか、作成する人物とか、あと、木を運ぶ人物とか、いろんなものが想定されるんですけども、そこら辺りで、例えば東京からハローワークを通じて来た人に、木を取り扱ってくださいというようなことは難しいと思うんですよ、実際には。ですから、その辺り

は森林組合とか農林公社、そこらの方々に少し、一時的に助けてほしいというのが、普通の仕事の前提。今まで全国でもやったことがないわけですから。

そこら辺りをしっかりと計画をしていかなきゃなんですけども、そこに適した人材というものを、まずは確保すること。それに伴った住環境の整備ということについて、実は先ほどの第三次総合計画には、そこまで書いてないもんですから。今ちょうどパブリックコメントの時期だったもんですから、私のほうからも、そこら辺りは少し付け加えないけんかなというふうにも思っております。

5人、10人、20人と段階を追って、その住環境等の整備というものが必要で、初めから、また北宇和高校と同じように一気に人が増えるわけではないというふうに思っておりますので、もう少し議会とも相談をしながら、そこら辺りは慎重に進めていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、再質問。

○2番（入田伸介君）

やはりこれ、前段の（1）（2）とも重複してくるんですけども、住環境は、やっぱり事前に、事前に、先手、先手でやっていかんと、来るから、今から準備するんだと、もう後手に回ると、そしたら来ませんよという話、移住者もそうだと思うんですけども。

例えば、近隣の移住先進自治体、何個かありますけども、そこでいろいろお話を聞きますと、もう投資で、入るかどうかわかんけど、取りあえずやってみたんよみたいなところをよく聞くんですけども、そういった姿勢も必要かなと思います。先手、先手で行かないと、後手に回ると、その事業そのものも滞ってくるような、杞憂とは思いますが、そこも危惧するところでもあります。

それと、その雇用、技術者はもちろん、こっちの人からカバーできないというお話がありましたけども、恐らく、多少の雇用はあると見込めていきますので、もうそれが分かっている以上、やっぱりある程度の住環境を整備すべきと思うんですけど。

こういった新しい今回の森林資源活用事業、新しい事業を展開する、その事業そのものじゃなくて、こういった住環境であるとか、その周りことにもコストがかかってくると思いますので。事業をあれの額面で始めたから、これでどうにかなるというものではないと思うんです。

例えば、子供を学校に行かせたら、授業料以外もいろんなものが要るみたいな感じ

で、それ以外の経費とかたくさんこれからかかってくると思いますので、そこを見据えた施策を、私どももそうですけど、展開していきたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で、入田伸介議員の一般質問を終わります。

次に、6番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

中山議員は質問席へ移動してください。

中山議員、時間はただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○6番（中山定則君）

議席番号6番、中山定則です。さきの通告のとおり、一般質問を行います。

質問1、町内交通ネットワークの整備について。

町内交通ネットワークの整備について質問いたします。

(1) 過疎地域持続的発展計画の19ページに、県道改良率84.8%（令和5年4月1日現在）であり、車の増加や大型化に比較し、幅員が狭く、通行に支障を来している部分もあり、早急な改良が待たれているとありますが、三間インターに通じる愛媛県道57号広見三間宇和島線などの県道の整備を強く要望できないか。

(2) 過疎地域持続的発展計画の20ページの町道改良路線について、令和4年3月改定の公共施設等総合管理計画66ページとの整合は取れているのかどうか。また、町道改良路線の選定に当たっては、どのような選定基準を設けているのかを問います。

(3) 令和6年度末の町道整備率は57.8%ですが、目標60%に向けてどのように取り組んでいくのかを伺います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の1番目の町内交通ネットワークの整備についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の過疎地域持続的発展計画に、県道は改良率84.8%であり、車の増加や大型化に比較し、幅員が狭く、通行に支障を来している部分もあり、早急な改良が待たれているとあるが、三間インターに通じる愛媛県道57号広見宇和島線などの県道の整備を強く要望できないかとの御質問ですが、県道57号広見三間宇和島線につきましては、改良率が100%の路線であります。改良要望につきましては

は、未改良部分を優先的に要望しているところであり、現在のところは下鍵山松野線及び節安下鍵山線の未改良部分を要望して工事をさせていただいているところであります。改良済み路線におきまして、特に様々な理由で多くの御要望があれば検討いたしたいと考えます。御支援、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目の過疎地域持続的発展計画の町道改良路線について、公共施設等総合管理計画との整合性が取れていないのはどうしてか。また、町道改良路線の選定に当たって、どのような選定基準を設けているかとの御質問であります。整合性が取れていないことについてであります。まず、過疎地域持続的発展計画であります。策定時の資料が令和2年度の中期行財政計画の中で、令和3年から令和7年までに実施計画で過疎債の充当を予定している路線を掲載しております。

次に、公共施設等総合管理計画の策定時の資料は、令和4年度の中期行財政計画でありますので、採用年度の違いによりまして、整合性が取れていない表記となっております。選定基準につきましては、要望額、人家戸数、交通量、緊急性などによりまして、中期行財政計画によって管理し、毎年見直しを行っているところであります。

次に、3点目の令和6年度末の町道整備率は57.8%であるが、目標の60%に向けてどのように取り組むのかとの御質問であります。3年ごとに町道認定の見直しを行っており、分母の町道総延長が増える傾向にあり、整備率が伸び悩んでいる状況であります。現在のところは起債を活用しながら、毎年約1、2路線の完成を目指して取り組んでいるところでございます。

今後におきましては、さらに経済比較や工法の検討を行い、コスト縮減を図ることによりまして、改良延長を少しでも延ばせるよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で、中山定則議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問1、（1）について再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

答弁いただいて、県道57号線については改良率100%ということで答弁をいただきましたが、愛媛県の道路整備に関するプログラム2018年から2017年度の計画の中で、この57号については、現在の防災・減災の面から、のり面の対策や落石防止策の更新が予定されているようです。

また、狹隘区間の解消として、鬼北町から三間町にかけて、線形不良区間、カーブが急な場所や幅員不足区間について、優先度の高い箇所から改良工事を実施するとい

うようなことで現在進められておりました、現時点では、全線を一気に改良するような大規模な計画はないということであるようですが。

今言いましたように、カーブとかカーブが多い箇所とか、宇和島市境のところの場所については、特にカーブが多い。そして、全体的に幅員が不足しているんじゃないかという感じが、トラック等の交通を利用しますと特に感じるんですが。国道に比較して、かなり幅員が不足しているんじゃないかと思われますので、100%ということで要望ができていくかもしれませんが、要望をいただきたいと思っております。

それと、道路舗装、破損している箇所がかなりあって、安定的な運転ができないような状況にあると思われますので、道路舗装も県で実施されていますが、今以上に要望していただきたいと思っております。

ということで再度、質問いたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの中山議員の御質問ですが、57号線につきましては、改良100%済みでございますが、それは昭和46年度以降に改築された道路の中で、そのときの道路構造令に当てはまるような基準で改良率が100%であるという判断をしておるところでございますが、議員おっしゃられたように、カーブが多いとか幅員が狭く感じるというところが、それで危険であろうと判断して、御要望が多いのであれば、管理者の県のほうに要望するようにはいたします。

舗装につきましては、随時、悪いところにつきましては、現在でも要望をしている状態でございますので、さらにまだ喫緊に悪いところであれば、おっしゃっていただければ県のほうに伝えるようにいたしますので、そこら辺をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問1、(2)について再質問ありますか。

○6番(中山定則君)

(2)について、整合性が取れていない理由について答弁いただきました。

それと、町道の改良路線の選定方法の基準についても説明がありましたが、本日議題にも上がっている過疎地域持続的発展計画、令和8年度から令和12年度の計画、ずれるということについて、再度、説明をいただき、簡単に説明を、中長期行財政計画とのこともあるんですが、再度、簡単に説明いただいたらと思います。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長(水野博光君)

まず、過疎計画のほうは、現行の計画につきましては、令和3年度から7年までの5か年で、公共施設総合管理計画につきましては、令和4年から令和8年までの5年間の計画、スタート時点が違っておりますので、1年ずれたまま来ておるといふ状況でございます。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、了承ですか。

○6番(中山定則君)

特定の路線を言うのもあれなんですけど、先ほど言いましたように、施設の管理計画の66ページにある計画では、整備予定が令和13年度までははっきり示されておまして、その後の路線は全部、令和14年度以降ということとされているわけなんですけど、ちょっと今の説明がちょっとどうかと思いましたが。もう時間もないので、これで終わります。この質問を終わります。

○議長(芝 照雄君)

ちょっと聞き取れないんですけど、最後のほう。

○6番(中山定則君)

言いましたように、公共施設等総合管理計画の66ページでは、整備予定の路線について、町道について、令和13年度までについてと令和14年度以降に分けて計画されているようですが、それを見ると、今の答弁ではちょっと理解しにくいんですが。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

議員も御承知のとおり、公共施設等総合管理計画も国の方針によって、法律によってしっかりとやっていくよというふうに、それを法律で指導があった時点で速やかに町にやった部分として、それを3か年、5か年として計画をやっておいて、その年度が1年違っているわけですから、それをこの過疎計画だけにひっつけようと思しますと、スタッフに相当の負荷がかかるということは、多分議員も分かっていたかと思うんですよ。それを指摘されるのが、ちょっと私もいかなものかなと。

違っている部分として、どうしてここの部分が、この計画があって、ここの部分はないのかということについて、ここはこうこうなんですという説明はできますけども、計画と計画の時期がずれていると言われましても、これはしっかりと早め早めにといますか、その年代、年代に、法律に基づいて計画をつくってきた年度がずれているわけですから、それは御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

いいですか。

○6番（中山定則君）

町道改良の選定のことを説明されました。選定の基準は設けているということなんですが、地域バランスとかも考慮されているのか、そこの中に入っていたかどうか、再度、質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

今ほどの地域バランスも加味しているのかという御質問ですが、順番から言いますと、危険度、交通量、そこら辺のほうが先に重要になってくるかと思えます。ある程度、地域バランスは配慮した中で、危険なところ、あと、住民、町民の熱意というか、道路用地については寄附するので早く改良をしてほしいというような熱意があるところ、そういうところも含めて選定しておるような状況でございます。御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

それで、その地元要望とかを取っているのかどうか、再度、質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの地元要望を取っているのかという御質問ですが、地元の地権者の方の同意を全部いただいた上で、道路委員長さん、副委員長さんなどもつくっていただいて、それを要望書という形でまとめて提出をしていただいております。その提出していただいた要望書を基に、中期財政計画に反映しているというような今、状況でございます。

以上であります。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

要望書について、町道認定の要望とかは取られているようなんですが、そういう改良の要望書について、周知が図られているのかどうか、再度質問します。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの改良要望についての周知なんですが、改良要望につきましては、地元の方が相談に窓口に来られることが多いのと、あと地区の座談会等、その辺でお話を聞くようなことが多々あるような今、状況になっております。

それで御相談いただいた地区路線につきましては、全て地権者の方を抜き出して、その同意書という形で書面を頂いて、要望書を上げていただくような流れで今進んでおる状況でございます。

以上であります。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問1、（3）について。

○6番（中山定則君）

町道の整備率60%に向けての取組について答弁をいただいたんですが、過疎地域持続的発展計画の19ページに、町道の改良は、一次生活圏と二次生活圏や基幹集落を結ぶ幹線道路整備と併せて、公共施設間を結ぶ交通網を重点的に整備促進するというふうになっております。ということで、国道、県道等を結ぶ幹線道路で、具体的にどの路線を整備していくというような計画はできているのかどうか、再度質問します。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの御質問ですが、管理はもう全て中期計画のほうで管理をしている状況で、その年ごとにそれは見直すこととしておりますので、そこで緊急性を要するのでということで順番が入れ替わることではありますが、ある程度、毎年そこで見直しを行っておりますので、そこら辺で御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

了承ですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で、質問1については終了します。

ここでしばらく休憩します。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時56分

---

再開 午後 1時00分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、中山議員、質問2について質問を行ってください。

○6番（中山定則君）

質問2、鬼北町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について。

令和6年度から令和8年度までの本計画の進捗状況について問います。

(1) 認知症サポーターの養成数の目標値を達成できているか、また、この取組は2005年から始まったようであるが、現在の鬼北町認知症サポーター数と何年までに何人の養成数を目指しているのかを伺います。

(2) 介護に役立つ情報マップ（鬼北町認知症ケアパス）は、町ホームページから入手できますが、どのようにしてこのマップについて周知されているのか、伺います。

(3) 介護保険運営協議会の会議で、令和6年度の本計画の実施状況及び成果の点検・評価はどうであったかについて質問します。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の2番目の鬼北町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の認知症サポーターの養成数の目標値を達成できているか。また、この取組は2005年から始まったようであるが、現在のサポーター数と何年までに何人の養成数を目指しているのかとの御質問であります。令和8年2月末現在のサポーター養成数は、延べ累計2,912人であり、総人口に占めるサポーターの割合は32.5%で、県内2位と高い状況にあります。

目標値は達成できているかとの御質問であります。令和6年度は、目標値140人に対し、実績210人、令和7年度は、2月末現在で目標値150人に対し、実績126人となっております。3月に実施予定であるものも含めると、160人の実績となる見込みとなっており、目標は達成できる見込みであります。

何年までに何人の養成数を目指しているかとの御質問であります。現在のサポーター受講者数2,912人に、今年度3月見込みの34人と、令和8年度目標値160人を加えますと3,106人となり、第9期鬼北町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の最終年度である令和8年度末までの目標値3,100人を達成する見込みであります。

次に、2点目の介護に役立つ情報マップ（鬼北町認知症ケアパス）は、町ホームページから入手できるが、どのように周知しているかとの御質問であります。介護に

役立つ情報マップは、令和7年10月にホームページに掲載後、利用者や家族の支援に役立てていただくために、町内の医療機関・介護サービス事業所等72事業所が登録する、鬼北町地域福祉ネットワーク F i N E - L I N K P L U S を通じて周知を図っております。

また、情報マップを紹介するフライヤー、チラシのことですけども、フライヤーを作成し、敬老行事の仕出し弁当約3,000人分とともに配布し、周知に努めているところであります。

次に、3点目の介護保険運営協議会の会議で、令和6年度の本計画の実施状況及び成果の点検・評価はどうであったかとの御質問であります。先月、今年度の介護保険運営協議会を開催し、計画の実施状況を説明したところであります。

令和6年度分については、昨年6月に自己評価を行っており、9つの目標指標のうち、健康教育や介護予防教室への参加人数、認知症サポーターの養成等、7つは目標を達成しております。残り2つも、人口減の影響を受けながらも、目標の8割近くに達している状況です。

さらに、5つある基本目標を見ても、早期からの健康づくり・介護予防のための健康相談や受診勧奨、充実したサービス提供の体制づくりとして、医療と介護の連携強化に取り組むなど、課を上げて取り組んでおります。

今後も多方面から御意見をいただきながら、確実な計画遂行に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

声、がらがらですみません。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問2、（1）について再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

令和6年度、令和7年度の認知症サポーター養成講座について、地域、職域、学校での実施状況について伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

ただいまの御質問ですが、今年度は5月1日に北宇和高校で69名、7月19日に

日吉中学校で3名、9月28日に広見中学校で45名、今年2月5日に好藤小学校で9名、今年度3月に作業所と近永小学校で実施する予定です。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

職域と地域というか、そういうところでは行われなかったのか、再度質問します。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

今年度は3月に傾聴ボランティアのつつじの会で実施します。ここ最近、学校での講座が主で、近いところでいくと、昨年度はわかば作業所で7名とか、セレモニー鬼北で10名、ほか、ほっともつとで8名、年に一、二回は事業所で実施しております。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

一般の方向けというのはされていないのか。

それと、目標3,100人を達成できるということなんですが、また、9年度から3年間の計画を立てられますが、最終的には50%が目標にされているのかについて伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

一般の人向けは、以前は各集会所の健康学級等で行ってまいりました。また、公民館等でも行ってまいりましたが、ここ最近は学校で行うことが多くなっているのも、また課内で検討して考えていきたいと思っております。

50%を達成できるのかという今、御質問なんですが、私も昨日、インターネットで調べていたら、全国で調べても60%を超えているところが一つほど、九州のほう

にあったと思います。

今回、町長が答弁で申したように、延べ人口で、延べの累計でありまして、例えば小学校で受けて、また中学校で受けたら、重複していることになるので、何%という出し方で実際、今32.5%なんですけど、パーセントを出してもあまり実数ではないので、今、国の出し方は年に何人行っているかという累計を出しているんで、この回答しかできておりません。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

認知症サポーターの養成というのは、いわゆる地域でサポーターがいるということが一番重要だと思うんですが、その点、各地域でサポーターを養成していただいたらと思います。

答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（2）について再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

認知症ケアパス、かなり配布されているようなんですが、（3）にも関連するんですが、認知症に関する相談窓口を知らない高齢者が約3分の2を占めていることや、認知症への対応について不安を感じている介護者が3割近くになっている、このことについて、このケアパスを配布されて、解消されつつあるのかについて、質問いたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

先日もこの協議会を開いたときに、初期集中認知症コーディネーターとかいう役割もあるんですけど、その利用件数もなく、その認知症という病名がもう既に周知されていて、一般の開業医の先生方でも診断してもらったり、治療してもらったり、周知できているので、この認知症の取組が、また内容を変えてはという意見も出たんですけど、それでもやっぱりセルフネグレクトとか、町内には自分が認知症と理解できずにごみ屋敷のようなところで生活されたりとか、いろんな状況があるので、やっ

ぱり子供のときから認知症の人はこういう人だとか、地域に認知症のことを理解してもらえるサポーターを増やすことは大事だと思いますので、今後もこのとおりに続けていきたいと思っています。

○6番（中山定則君）

さっきの答弁にちょっと戻るんですが、3,000人ほど、これを全部配布したわけでしょう。何か、おり配りのときに配布したということじゃないんですかね。それなら、かなりもう配布されているなと思ったんですが、再度、答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

その認知症ケアパスの実物がこれなんですけど、かなり冊子が多いです、ページ数が。今回、敬老行事で、一緒に配布したのはこのチラシです。なので、こういうものを作りました、見てくださいというもので、また、この内容も結構、人口減によってマンパワーがなくなって、サービスが一時中断したりとか、急になくなったりするので、年に二、三回かけて内容を見直しながら印刷しているので、これを配ったわけではなくて、認知症サポーターは養成講座というのは、ほかのきちんと国で決まったテキストがありまして、それを使って行っているんで、これは3,000人が持っているわけではありません。

以上です。

○6番（中山定則君）

最新版にするのは大変だと思いますが、これだけのページ数でこれだけの。これはやはりそういう機会があるなら、ぜひ、家庭にあるということが必要だと思うので、配布を検討いただいたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁はいいですか。

○6番（中山定則君）

検討いただくということで。

○町長（兵頭誠亀君）

おっしゃるとおりで、その配布の部分について重要だなというふうに考えております。

議員が御指摘の部分で、その認知症のサポーターとして地域で考えるというふうなことについて、もう既に愛治地区、それから泉地区においては協議会をつくっていた

だいて、毎年のように、その地域の高齢者の方々、または地域の課題について、保健福祉の分野からしっかりと協議をしていただく講演会を実施していただいております。

その中に認知症について、それこそ、議員が言われたとおり、地域で考えなければならぬというふうな話合いが持たれとって、本当にありがたいことだなと思うわけですよ。各地域によって、行政責任としてこれをやってくことは必要なんですけども、議員さんが各地域に帰られて、そういうような組織の立ち上げ等についても御協力いただければ本当に幸いでございます。よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問2、（3）について再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

3番、答弁いただいたんですが、かなり達成ができているということなんですが、協議会において、協議会の委員の方からの評価といいますか、発言等で発表できるかどうか、発言された内容について教えていただけたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

この協議会は、この介護保険計画のほうと、もう一つ地域包括支援センターの協議会、両方一緒に実施しております。先日も、介護保険計画のほうに関しては、特に質問は出ておりません。地域包括支援センターのほうには、福祉避難所の来年度、医療的ケアの人を運搬するそういう訓練を行う、それを南愛媛の先生が、南愛媛病院も福祉避難所になっているので、できたら一緒に協力して行いたいとか、そういう意見はありましたが、介護保険計画に関しましては、特に質問はありませんでした。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

これで、中山定則議員の質問を終わります。

次に、4番今城喜久生議員の一般質問を一問一答方式で行います。

今城議員は質問席へ移動してください。

○4番（今城喜久生君）

議員ナンバー4番、今城喜久生でございます。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、時間はただいまから60分の予定です。

質問質問1について、質問を行ってください。

○4番（今城喜久生君）

空き家側から受ける被害についてお聞きいたします。

高齢化と人口減少によって空き家がだんだん増えております。そんな中、空き家側から張り出してくる樹木や雑草が伸びて、在住の家屋の敷地内に入ってくるという事態になっております。そんなことによる建物への被害や日常生活への被害が出ていると見受けております。

それで、役場に相談したことがある人から話を聞くと、持ち主と連絡が取れないから手をつけられない。また、他人の財産には手をつけられないと言われて、今、そのままになっているような事態であります。

質問いたします。

（1）このままの現在の家屋側の被害を受け続けることになるけども、これはあるべき姿と考えるのでしょうか。

（2）被害を受ける側の被害を避ける手を打つことはできないのでしょうか。被害を受ける側には被害を避ける権利があるんじゃないかとも思います。

（3）これから先、このような案件は増えると思われませんが、町の対応はいかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、今城喜久生議員の空き家側から受ける被害についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、このままでは在住の家屋側が被害を受け続けることになるが、こ

れはあるべき姿と考えるかとの御質問であります。現在、鬼北町では、町民の方から空き家に関する御相談があった場合は、現地状況を確認し、管理者の方に空き家の適切な管理についてと題する文章を現状写真と同封して送付しており、先方から連絡があれば、適切な管理についてのお願いや業者の紹介を行っているところであります。相談者の方には、先方との協議内容を共有し、改善に努めているところでありますので御理解をいただきますようお願いいたします。

次に2点目の被害を受ける側は、被害を避ける手を打つことはできないのかとの御質問ですが、調査を行い、管理者が不明の場合においては、被害者において伐採できることになってはいますが、労力や費用が発生しますので、その点については御理解いただきますようお願いいたします。

次に、3点目の、これからさらにこのような案件は増えると思われるが、対応策は考えているのかとの御質問であります。4月の納税通知発送時に、空き家と支障木の管理についてのチラシの同封発送や回覧及び定時放送での呼びかけも行っているところであります。空き家につきましては、全国的な問題でもあります。他の自治体の例も参考にしながら取り組みたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上で、今城喜久生議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、質問1、（1）について再質問ありますか。

○4番（今城喜久生君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（2）について再質問ありますか。

○4番（今城喜久生君）

今の話で、自分のエリアを守れるようなことはできると言われましたんですけども、その範囲とかやり方とかは、いかがなものでしょうか。お願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの今城議員の御質問ですが、相談を受けた場合に、町のほうで管理者の特

定というか、空き家の持ち主の特定をいたしまして、その後、分かれば、どなたが管理者かというのをお伝えしまして、その場合には、その管理者の方に文書、その空き家を適切に管理してくださいという文章と現状写真を送っておりますので、その連絡があれば、そのために必要な業者の手配とか連絡先だとか、そういうことをお知らせして、来てもらうと。

それでも対処していただかない人もございます。なおかつ所有者と連絡が見つからない、折り返しが無いということも多々あります。その場合にも、連絡がつかないよということを管理者の方にお伝えしまして、その場合におきましては、行政が手を出すことはできません、個人の財産ですので、行政が直接執行することはできませんので、被害者の方において、樹木の伐採だとか、草刈りだとかは、もうしてもらうことしか今現在のところできません。

その費用につきましては、空き家の管理者の方に請求することはできるとなっておりますが、何せ、分からない、特定できないのであれば、ちょっとそこの部分も難しいのかなと思うところではございます。

以上です。

○4番（今城喜久生君）

今の話によればですよ。行政は、連絡がつかん限り手出すことはできないけど、その被害する側は、伐採とか除去は可能やというふうに聞きましたんですが、いいですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします

○建設課長（佐子 司君）

はい、可能です。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、了承ですか。

○4番（今城喜久生君）

その場合、地域の者で、近隣の者で協力しもって、そういう被害を除去するということが可能と受け止めましたけれども、その範囲たるものがあるかと思いますが。昔の言い方では、三尺三寸ぐらいの広さは隣地も手を出してもといいというふうになっ

とると聞いたことがあります。でも、それは単なる集落の中の今までのやり方ですから、それが通るとは思いませんけれども、そこら辺のルールはどうなっているんでしょうか。教えてください。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの御質問ですが、境界の確定については、行政のほうではちょっとできかねますので、そこはもう管理者とその被害者の方の判断、もしくは、土地家屋調査士に依頼する、そういう方法を取らなくては、きちんとした境界というのは出せないということに現在のところなっております。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

今城議員が、地元のいろいろな方のお声をここで発信されることは本当にありがたいことで、御質問のたびになるほどなというふうには感じるんですけども、今回のこの案件にしても、先ほど、入田議員でもあったんですけども、空き家の部分の管理について、都会に出られた方がしっかりと状況を把握している方ばかりではないというところで、例えば、苦情があったんで、もう法律を無視してというか、もう危ないけん。地元の方が御苦勞なされとるけんということで、じゃあやりますよということで町がやって、100件中99件は何も言われんと思うんですよ。木1本切っても。ただ1件について、これはおやじから引き継いだ大事な木やったんだと、どうしてくれんぞと言われると、そこで、法的な部分というものがあって、役場のほうでは一つの線として建設課長が今述べておると。

それをもし、議員さん方、皆さんで話をしてもらって、ここまでは鬼北町で何とかできるようにせんかというようなところをお示しをいただくとか、何か鬼北独特のルールをつくって、鬼北やったら、こういうような問題がこれだけは解消できるよという御提案をいただければ本当にありがたいなというふうに思ってます。それが現状だと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、了承ですか。

○4番（今城喜久生君）

力強いお言葉をいただいて、ありがたく思います。

そのように、とにかくは、地元の人としては連絡のつけようもない。何も分からん。ましてや、その情報も個人情報やから出してもらわねえ。もうここで終わってしまうんですよね。

だから、そんなことのないように、いよいよ困ったら、一つ、例えば、危険家屋の撤去のような感じで、そこら辺の、ここまではもうやってもいいよみたいなルールが欲しいなど。一生懸命いいことをやって、後で怒られるようなことになったら何のことになりません。やる者もおらなくなります。地域を守るためにも、やっぱりそういうルールが要るんじゃないかなと思います。お考えをよろしくお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

やはり一昔前といいますか、30年以上前は、所有者がはっきりしておる民間の土地について、税金を投入して、例えば、空き家を壊すときには、所有者は変わらないわけですよ。30年前だったら、それを税金を使って町のほうできれいに取壊しをしてお金かからんようにしておいて、その土地を違う目的で活用するという方も実際にいらっしやったわけですよ。だから、その税金の使い道については、どうしても難しいところがある。

それと、今の現状というものがあるので、担当課、我々も困っているという状況は、多分、議員も分かっていらっしやると思うんですけども、一概に税金を投入することについて、身の回りの方が困っていらっしやるということで、やることは当然、必要だと思っただけですけども、それ以上に、その所有者の方がそれ以外の目的で活用されるということも危惧しとかないかんということもあるわけです。

いろんな、民有地にはいろんな重いしがらみ、悪いことがあって、法的にそれを法律上、守らないけん線というものを今は守っているということで御理解いただきたいなというふうに思います。何かいい策があれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○4番（今城喜久生君）

外やから、そんなことが言えるんですけども、実際的によそのほうからカズラがいっぱい入ってきて屋根に巻き付いていると。それから、竹が差し出してくる、建物に当たっている。上から木の枝が来る。その状態がずっと続いたら、被害はずっと続きます。これを改善せねえ、せんといかんと思っております。

それで、町長の言われたのもよく分かりますけれども、被害です。すみませんけど

も、もう一遍、よろしく御配慮をお願いしたいなど、このように思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りますか。

○町長（兵頭誠亀君）

今城議員の御意見も踏まえて、再度、いい方向というものも検討を重ねてまいります。よろしくお願いたします。

○4番（今城喜久生君）

ありがとうございます。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○4番（今城喜久生君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それじゃ、質問1、（3）について再質問ありますか。

○4番（今城喜久生君）

ありません。今聞いたので十分でございます。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で、今城喜久生議員の質問を終わります。

○4番（今城喜久生君）

ありがとうございます。

○議長（芝 照雄君）

次に、11番山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

山本議員は質問席へ移動してください。

山本議員、時間はただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○11番（山本博士君）

議席番号11番、山本博士です。さきの通告のとおり一般質問をいたします。

質問1、学校給食について。

令和8年1月22日新聞報道で、学校給食について、国が4月以降、公立小学校の給食費を児童1人当たり月5,200円を上限に支援することを決めたと書かれていたが、次のことについて伺います。

（1）材料の高騰が続く中で、不足分はどうするのか。

(2) これを機に、中学校の給食費を無償化できないものか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の1番目の学校給食についての御質問にお答えいたします。

食材料費の高騰が続く中、子育て世代の経済的な負担をいかに軽減し、子供たちの健やかな成長を支えていくかは、本町にとっても極めて重要な行政課題であると認識しております。

まず、1点目の材料の高騰が続く中で、不足分はどうするのかとの御質問ですが、山本議員御指摘のとおり、昨今の著しい物価高騰を踏まえますと、国が示す児童1人当たり月額5,200円を上限とする支援のみでは、現在提供している給食の質や量、そして、必要な栄養バランスを維持することは大変厳しい状況にあるのが実情であります。

成長期にある児童にとって、学校給食は単なる食事にとどまらず、心身の成長と職域の推進を支える重要な柱であり、コスト削減を理由に、その質を低下させることはあってはならないと考えております。

そこで、本町といたしましては、この5,200円では不足する費用分につきまして、町独自の補助金を一般財源から支出し、令和8年4月以降の小学校給食費の完全無償化を実施していく方針を定めており、本議会で御審議いただきます令和8年度当初予算に関係経費を計上させていただいております。

これにより、保護者の皆様の教育への御負担を軽減するとともに、今後におきましても、安心・安全で質の高い給食を安定的に提供してまいりたいと考えております。

次に、2点目のこれを機に、中学校の給食費を無償化できないものかとの御質問であります。小学校の完全無償化に合わせ、子育て支援の観点から、中学校につきましても無償化への期待が寄せられていることは十分承知しております。

国の動向に目を向けますと、令和7年12月19日に、文部科学省・総務省・財務省の連名で発出されました三党合意に基づく、いわゆる教育無償化に向けた対応についてという文書がございます。この中において、中学校給食の無償化については、中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等を含めた課題の整理を行った上で検討と示されるにとどまっており、国においても、まだ制度化には至っていない状況であると認識しております。

したがって、来年度につきましては、学校給食に係る食材料費の高騰を受け、そ

れによる児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るために、令和5年度から支出しております給食費負担軽減事業補助金を継続した上で、国における検討の推移や財政支援の動向、さらには、愛媛県内の他自治体の対応などを注視してまいります。

その上で、本町として持続可能な子育て支援の在り方を総合的に見極めながら、今後の対応を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、山本博士議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問1、（1）について再質問ありますか。

○11番（山本博士君）

大変丁寧な御答弁ありがとうございます。

幾らぐらい不足するのかということと、また、この物価高騰の中で、現場では栄養士の方々や調理員の方々は、給食の質を落とさないように大変努力をされていると聞きしております。その辺の支援も必要ではないかと思いますが、お考えを伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長と、その後、農林課長にも答弁させます。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは、今ほどの御質問に対しまして、まず、小学校の不足分に対してなんですけれども、186万円程度不足する見込みで試算いたしております。

現場への支援につきましては、また、いかなる支援ができるかというところを検討させていただきまして、また今後検討してまいりたいと思っておりますので御理解いただければと思います。

○農林課長（奥藤幸利君）

学校給食につきましては、学校の児童生徒への支援というよりも、農林課としては、農家の支援として、町内の農産物を積極的に給食に利用していただくために、地産地消の事業を補助事業として、毎年、取り組んでおります。

それにつきましては、各道の駅からの納入、それから、農業公社から納入という形を取りながら、年間100万円の材料費について補助をしている状況でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○11番（山本博士君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（2）について再質問ありますか。

○11番（山本博士君）

小学校が完全に無償化するというので安心はしたんですが、ぜひ、中学校も無償化にしてほしいんですが。もしできないのであれば、これまで小学校の給食費に町が負担していた83円分ですか、それを中学校の町負担分78円に加えれば、少しでも保護者の負担が少なくなるのではないかと思います。

また、小学校、今現在、ちょっと数字が違うかもしれないんですが、316名分と中学校172名分との144名の差がある部分については、また質の向上とかそういうことに使用されてはどうかと考えます。そう単純ではないかと思うんですが、考えを伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

山本議員さんは御就任当時から子育て支援の部分について、積極的に御質問、御意見をおっしゃっておいりましたので、その趣旨というものは十分承知しておるつもりでございます。

一方で、私の考え方といいますか、そこも何遍も報告をしておるところなんですけども、子を育てる親として、その衣食住の部分について、育っていく子供が最後に結婚するときに、お父さん、お母さん、ありがとうございましたという言葉をどれだけ心を込めて言えるかというところで、衣食住の部分について、どうしても引っかかるところが私はあったものですから、それを今までも申し上げたところであります。

やはり、私、保育所するときには、お米を、現物を持っていった。また、小学校・中学校するときには給食費を、お金を入れてもらって袋で持っていったと。親が出してもらいよることが今でも脳裏に焼き付いとるということは、やはり親に育ててもらったというようなところを、教育的配慮から、そういうものがあっていいんじゃないかなと思ったわけです。それがずっと心の底にあるものですから、そういう考えができてしまっているんだろうなと思うわけです。

山本議員さんが言われるところについても、今までも御指摘いろんな方からいただ

いておりますので、それは十分承知しております、時代が変わったんだと。子育て支援として、しっかりとやっていくべきだなという気持ちもございます。

今年度の区長・組長会で、この給食費の話を私、各区長・組長さんにお話をした、どこもしているんですけども、私はこういう意見を持つけども、国の施策としてやられる場合にはもちろん賛成で、すぐに予算執行いたしますと。その流れがこう来とすることは十分承知しておりますのでという話がありました。

今回も多分、議員さんも調査されていると思うんですけども、県内で8つ、9つの町が無償化するという、中学校について今回踏み切ったということでもありますけども、これまで令和7年になるまでにやっておるところは、やはり物価高騰支援の部分でやっとして、途中でやめることができないということもあったということを首長さんから直接お話を伺っているところもありますし、今回、思い切って小学校と合わせてやるぞと、議員さんと同じ御意見の首長さんもいらっしゃる、本当にいろんな見解が分かれておるとことは御承知おきいただきたいなというふうに思っております。

ですから、私は今の意見を申し上げましたけども、議員さん方で、やはりもうその時期に来ているんじゃないかと。親を思う気持ちというのは、教育の面でもっともつと親を尊ぶ、感謝の気持ちをつけさせる、それは教育の分野の在り方じゃないかというふうにおっしゃるのであれば、私もなるべく早く予算化してもいいんじゃないかなというふうに思っております。

本当にここは悩むところで、一番こども時間を取って、昨日、一昨日と考えたんですけども、ここらはやはり町内の議員さんにいろいろとお話を伺うのが一番だなということで随時、継続して、なるべく早く御審議いただければというふうに思っております。私の考えはそういうことです。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○11番（山本博士君）

了承です。

○議長（芝 照雄君）

以上で、質問1については終了します。

それでは、山本議員、質問2について質問を行ってください。

○11番（山本博士君）

質問2、暮らし応援商品券について。

令和8年1月30日、第1回臨時議会において、暮らし応援商品券9,000万円と、それに伴う委託料760万9,000円が議決をしましたが、実施日は7月になるということでした。兵頭議員も質問されましたが、物価高騰対策ですから、委託先が忙しくてできないと分かっていたら、現金給付にすればよかったのではないかと思います。また、委託料の760万9,000円も大変もったいないと思います。

次回のこともありますので、町民の皆様にも少しでも早く、少しでも多く現金給付すべきだと思いますが、町長のお考えを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の2番目の暮らしの応援商品券についての御質問にお答えいたします。

暮らしの応援商品券につきましては、昨年12月に成立した国の令和7年度補正予算における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、今年の1月の第1回鬼北町議会臨時会において事業予算を御承認いただいたところであります。事業の実施予定時期等については、委託予定先の業務状況を勘案する中、7月頃の実施を予定している旨を御説明申し上げたところです。

議員御指摘のとおり、商品券事業については、事業実施に係る事務や人件費など一定の経費が発生するほか、店舗側における精算処理、また、事業実施においては、準備に一定の期間を要することも事実であり、現金給付であれば、労務及び経費負担が大幅に軽減され、また、迅速な事業実施が可能と考えるところです。

しかしながら、生活圏が町内に限らず近隣市町まで及ぶ当町においては、現金給付事業を実施した場合、町外での消費に流出する可能性も否定できず、重点交付金の趣旨である地域経済対策という観点では、十分な効果・検証が得られない懸念もあるため、地域内消費を喚起し、町内事業者の売上確保と地域経済の循環、単なる家計支援にとどまらず、経済波及効果を町内に確実に還流させる観点から商品券事業を選択したものであり、家計支援と地域経済対策の双方に資する事業と判断したところであります。

物価高騰対策は、迅速かつ適切な対応が必要であり、議員の御意見も踏まえ、実施に当たっては、事務費の適正な執行、経費縮減に努めるとともに、早期実施の可能性も協議を図ってまいりたいと考えるほか、今後、経済対策事業の実施を検討する際には、現金給付事業の可能性も含め、これまで以上に幅広く、また、きめ細かい事業内容の検討を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い

いたします。

以上で、山本博士議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問2について再質問ありますか。

○11番（山本博士君）

ありがとうございます。幅広く考えるということで安心しておるんですが、今回の応援商品券に関しては大変評判が悪く、なぜ7月なのかとか、今一番米も高騰して大変なのに、8月には新米も出るので7月には米も安くなっているとか、町民の皆様からいろんな話を聞いております。

また、今回、応援商品券とKIHOCAカードポイント3,000万円、水道基本料金6か月無償、5,196万円など分割したわけ、この理由を伺いたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、後ほどの答弁にも、もしかしたら重複する部分もあるかと思いますが、今回、国の重点交付金を活用した支援事業につきましては、各関係部署において様々、事業を検討していただいたところでございます。

当担当課におきましては、まずは商品券事業、また、併せて、KIHOCA事業、2つを選択させていただいたところでございますが、KIHOCA事業につきましては、DX事業、デジタルを使った事業でございますので、実際にどのような利活用がされて、実際どのような効果が上がったのか、そういったものが可視化できるという部分がございますので、KIHOCA事業について選択をさせていただいたところでございます。

商品券事業につきましては、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、実際に地域に経済効果をしっかりと還流させるという目的から、商品券事業を選択させていただいたところでございます。

ほか、水道料金の減免、また、農林畜産事業者に対する農家支援等もあったと思いますが、それぞれの事業課で検討いただく中で、そういった取組事業を選定されたということでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、再質問。

○11番（山本博士君）

ありがとうございます。

最初に申し上げましたが、この物価高騰対策の中、余裕のある家庭というのではないと思います。これをK I H O C Aカードとか水道基本料金の6か月の無償化というようなものを全部合わせますと、1人当たり約2万円の現金給付ができるのではないかと思います。大変な思いをされている町民の皆様に、少しでも早く、少しでも多く現金給付すべきだと思いますので、再度答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

後の兵頭議員の答弁でも話をしなきゃいけないかなと思ったんですけども、平等にせないかん分と公平にせないかん部分があって、平等というのは、今ほど言われました一人一人、御家族みんなに1万円ずつというのが、歳も関係なく、何もかも関係なく1万円と、これが平等であります。

ただ、今、議員が言われましたように各御家庭、困っていらっしゃるんですけども、やはりなりわいとされている農業の方というものは、それが深刻な状況があるというところでの部分、また、県と進めておりますDXプランにしっかりと対応するために、それと経済効果というものをやったときにやる部分、その部分というものはどうしても外せなかったというところであります。

各自治体で全部を給付にしているところは、全国にも稀であるというふうに伺っております。いろんなところ、水道事業についても、これは九十何%が水道料金を払っていただいておりますので、その分公平といいますか、平等に近いんじゃないかと思うんですけども、その中でも言うたら、基本料金に徹しているというところは、平等の条件を逸脱しないようにというところでもありますし、そこらは御理解いただきたいなというふうに思うわけであります。

いずれにしましても、町がすぐにできる部分については、すぐに事業を行っておるんですけども、ただ委託にした部分については、もう御批判のとおり、現在の確定申告業務があって、商工会さんがなかなかそこにたどり着かないというところがあって、悔しい思いといいますか、もっともっとそこら辺り、連携というものを深くしていけばならないなと思うんですけども、町のほうの不手際があったかもしれませんので、そこら辺り、現金給付が遅れることにつきましては、町民には全く関係ない行政側の責任であろうと思います。誠に申し訳ございません。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、再質問ありますか。

○11番（山本博士君）

了承です。

○議長（芝 照雄君）

これで、山本博士議員の質問を終わります。

次に、5番兵頭稔議員の一般質問を一問一答方式で行います。

兵頭議員は質問席へ移動してください。

兵頭議員、時間はただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○5番（兵頭 稔君）

議席番号5番、兵頭稔です。さきに通告のとおり一般質問を行います。

質問1、水道事業について。

令和7年度施政方針の水道事業について、次のことを問います。

（1）水道事業の施政方針では、施設の耐震化・改築・更新となっていて、その関係で12月の定例議会の中で、水道事業会計補正予算（2号）で、耐震化設計等委託料3,260万円の予算化がありました。その施設は何年に開設したのか、伺います。

（2）現在、日吉地区で配管工事が行われています。使用見込みのない空き家・空き地になっている箇所にも配管が行われておりますが、その工事が必要か、お伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の1番目の水道事業についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の水道事業会計補正予算第2号で、耐震化設計等委託料の予算化があったが、その施設は何年に開設したのかとの御質問であります。耐震化の対象となる施設は、2号水源導水管が昭和55年4月供用開始、近永浄水場が昭和48年4月供用開始、新広見浄水場が昭和55年4月供用開始となっております。

次に、2点目の日吉地区の配管工事において、使用見込みのない空き家・空き地にも配管工事が行われているが、必要かとの御質問であります。下鍵山地区配水管布設替え工事につきましては、現状の空き家・空き地については、所有者が判明し連絡がついた箇所については、今後の使用意向確認を行っており、必要のない旨の回答があった箇所には配管工事を実施しておりませんので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で、兵頭稔議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問1、（1）について再質問ありますか。

○5番（兵頭 稔君）

今、3か所の説明があったんですけど、ほかはこういったことはないんでしょうか。それと、55年と48年と54年ということで、3か所だけ今説明があったんですけどね。ほかにはそんな同じような状況のところはないんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

今ほど御質問があった件でございますが、確かにほかの部分においても、ほかの地区においても、耐震の工事をいずれは実施しなければならない箇所はございますが、取りあえず、当面差し迫っております老朽化の問題もありますし、長寿命化の問題もありますので、一番古い施設から順に着手をしていっているという状況です。

○5番（兵頭 稔君）

といいますと、今の55年と48年のを替えるということで、54年の分については、まだやらないということによろしいんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

54年のやつをやらないと言われた、導水管等、新広見浄水場は55年で、近永が昭和48年という説明を先ほど申し上げたんですけども、それ以外のところでという意味でしょうか。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、発言するんだったら、発言席でお願いします。

○5番（兵頭 稔君）

町長の説明では、54年というのがもう一つあったんですけどね。

○町長（兵頭誠亀君）

3つ御説明いたしまして、2号水源導水管が昭和55年4月供用開始、近永浄水場は昭和48年4月供用開始。新広見浄水場は昭和55年4月供用開始というふうに御説明いたしました。

以上です。

○5番（兵頭 稔君）

この水道事業会計予算（2号）で、3,260万円というの出てますけど、これについては55年の近永と、48年の2つで3,260万円というふうに解釈をしとったんですが、この54年の新広見については、その中に入っていないという考え方でいいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

先ほどの質問、3,260万円の内訳としては、水源から近永浄水場、新広見浄水場に水を送る、このパイプが導水管と言いますが、その導水管の耐震化工事の委託設計、実施設計分の委託設計と、それぞれの浄水場の地質の構造の確認のための設計の委託料、これが、合計しまして3,260万円ということになっております。なので、近永浄水場と新広見浄水場ともに対象になってございます。

○5番（兵頭 稔君）

ということは、3か所という考え方でいいんですよね。

もう一つ、この3,260万円という金額は設計委託料になってますけど、これは大体5%から10%の委託料ということだと思うんですけど、最終的な工事の。その何%かを教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

その工事費について、これからどういった耐震工事をするか、そのベースの作業として必要になる調査をするための委託料でありますので、現状、調査結果によって、最終的な工事の内容が多少変化してくるんじゃないかと思っております。なのでちょっと何%ということまでは現時点ではお答えできかねます。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

普通の建物は10億円かかるんだったら、1,000万円の設計料とかいう金額が出るんですけど、これに対してはそういうことは出ないという解釈でよろしいんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

今ほどの水道課長はそういう答弁をいたしたと思います。

○5番（兵頭 稔君）

大体過去の経緯を見てますと、大体設計料から10倍した6億円ぐらい要るんじゃない、いや、10倍、3億円ぐらいという考え方でよろしいでしょうかね。

○町長（兵頭誠亀君）

反問権をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

はい。

○町長（兵頭誠亀君）

今の3億円から6億円という質問は、どういう趣旨の御質問なんでしょうか。それが、工事が6億円かかるけん、どういう、何を御質問されたいわけですか。

○5番（兵頭 稔君）

今、水道事業の企業債、今、幾らあると思うんですかね。19億円あるんですよ。また来年、同じような工事をして、6億円なら6億円ということになると、20億円の借金なんです。最終的に毎年払っているのが2億円なんで、その辺、また水道料金が今の状態を保てる状態がなかなかできなくなるんじゃないかなと思うんで質問しました。

○町長（兵頭誠亀君）

それを一般質問に言っていただければ、何回もやり取りせんで構わんと思うんですけども、そういう趣旨で水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

先ほど来、工事費が幾らかかるかという質問でございますけど、その工事費を出すための設計委託でございますので、現時点で幾らということは申し上げることができないという回答をいたしております。

○町長（兵頭誠亀君）

多分それ以外のところも聞かれないと思いますので。

水道事業については、旧の日吉村については、簡易水道以外の一般会計水道というものがありましたのでそれほど料金が高くなかったんですけども、合併条件で10年後には同じ料金にしますということで、日吉村との合併協議が合致をし、今の料金になっておるわけです。

それで今の料金を高いか安いかにいいますと、昔は高かったという認識を私もしておりますけども、現在は県内でも中間ぐらいになっているはずですよ。その基本料金か

ら上がる部分もありますけども。

ただ、私は今、現在、水道料金の中で、企業については企業向けの工場用水がない部分、企業向けの補助金も出しておりますし、一般の個人の部分については、基本料金については、上から2番目、3番目ですけども、今から先、いろんな自治体が水道料金を上げようとしているんですけども、鬼北町にとっては、二十数年前にやった計画から一銭も上げてないんですよ。それは計画どおり事業を進めていくということがあって。

一つ変わったのは耐震の部分ですね。この部分について、国が補助事業として、これだけしかお金がないんだということではなかなか進めないんですけども、現内閣において、少し上積みをするかというような情報も入っておりますし、耐震の部分は今は進んでいく、その部分は、議員さんが言われるとおり、借金がかさむこともあるかもしれませんが、補助金をどんどん活用して耐震をすることが、鬼北町の現在の広範囲に及ぶ水道事業について、いざというときには耐震の部分が効力を発揮するということで、私としては進めたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

工事する箇所を私ちょっと見せてもらったんですが、これが地震で壊れるんだったら、この近所の家は全部壊れるんじゃないかなと思うぐらい、まだしっかりした建物やったと思うんですが、その辺はいかがですか。

○町長（兵頭誠亀君）

それは議員さんの主観でありまして、それを答弁として、ここで申し上げることは差し控えたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（2）について再質問ありますか。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時09分

---

再開 午後 2時11分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、質問1、（2）については以上でよろしいですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、続きまして、質問2について質問を行ってください。

○5番（兵頭 稔君）

質問2、物価高騰対応重点支援地方交付金について。

この交付金は、エネルギー・食品価格高騰負担軽減を目的に、内閣府が創設した自治体向け交付金ですが、その取扱いについて次のことを伺います。

（1）重点支援地方交付金の支給について、25年度中に支給、これ25年度を7年度中に直してください。7年度中に支給されるべきだと解釈されるが、なぜ8年度にずれ込むのか。

それから、（2）交付金は全町民に公平に支給されると考えるが、K I H O C Aの取得者に特別6,000ポイントを付与するのは不公平でないのか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の2番目の物価高騰対応重点支援地方交付金についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の重点支援地方交付金の支給について、25年度中に支給されるべきだと解釈されるが、なぜ26年度にずれ込むのかとの御質問であります。重点支援地方交付金につきましては、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じて取り組む事業に対する国の交付金であり、昨年12月、国の令和7年度補正予算において、重点支援地方交付金の拡充予算が成立したことに伴い、当町におきましても、農家支援や水道料の減免、K I H O C Aポイント事業や商品券事業のほか、当交付金を財源に幅広く取り組んでいるところであります。

御質問については、交付金の予算執行が、なぜ26年度にずれ込むのかとの御質問

と解しますが、交付金を財源とした事業のうち、水道料の減免、K I H O C Aポイント事業、商品券事業、これらの事業につきましては、翌年度への繰越事業として、3月補正予算に関連経費を予算計上したところであります。

そのうち、水道料の減免及びK I H O C Aポイント事業につきましては、実施期間が今年度から翌年度にかけての実施であることから、事業繰越しに伴い、交付金を含めた関連予算について繰越しを予定するほか、商品券事業につきましては、今年1月の第1回鬼北町議会臨時会においても御説明申し上げたとおり、委託予定先の御意向や業務状況を勘案する中、事業実施が7月頃を予定しているため、関連予算について繰越しをするものです。

議員御指摘のとおり、物価高騰対応重点交付金を財源とする事業については、原則として、当該年度に効果を発揮する事業として実施することが望ましく、基本であることは認識しておりますが、繰越しを予定する事業につきましては、先ほどの質問においても答弁いたしましたとおり、重点交付金の趣旨である家計支援と地域経済対策の双方に資する事業として適切な実施を図る観点から、翌年度への繰越しにより事業に取り組むこととしたところであります。県内多くの自治体も同じ措置で対応していることも申し添えます。

次に、2点目の交付金は、全町民に公平に支給され则认为るが、K I H O C A取得者に特別6,000ポイント付与は不公平ではないのかとの御質問であります。今回の地域通貨K I H O C Aへのポイント付与事業につきましては、単なる加入者への家計支援ではなく、町内の消費喚起と地域経済への還流を図る事業として実施するものであります。また、愛媛県が推進しているD X政策に基づいたデジタル地域通貨を活用することの重要な現代社会における地域行政の役割だとも考えております。このような状況の中で、迅速な実施と利用状況の把握、事業者における事業精算事務の効率化など、事務効率の向上や事業経費の縮減、また、事業効果の可視化と検証が可能であることから、重点支援地方交付金による取組事業としたところです。

K I H O C A取得者に特別6,000ポイント付与は不公平ではないのかとの御指摘であります。K I H O C Aにつきましては、未成年者を除いた全町民及び町内事業者について加入いただける制度であり、また、今回のK I H O C Aポイント付与事業は、現時点での加入者のみを対象とするものではなく、新規に加入をいただくことでポイント利用が可能な仕組みとしております。

加入については、それぞれの御判断ではありますが、さらなる付加価値や利用性の向上、事業周知や制度理解に努め、多くの方に御利用いただける事業として、今後も

推進に努めるとともに、地域経済対策における有効な事業として推進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、兵頭稔議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問2、（1）について再質問ありますか。

○5番（兵頭 稔君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（2）について再質問ありますか。

○5番（兵頭 稔君）

このK I H O C Aのポイントなんですが、実際ポイントを頂いた方は使用期限があると聞いたんですけど、使用期限内に使わなかった場合は、そのポイントはどうなるんでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

ポイントキャンペーン事業における限定ポイントでございますので、使用期間中ポイント使用がなければ、もうそちらのほうはもう使えなくなるということでございます。

以上です。

○5番（兵頭 稔君）

一応3,000万円というお金が付けられていますけど、使わなかったら3,000万円のうち1,000万円残ったとしたら、その1,000万円はどのようになるんでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今回繰越しを予定しておりますK I H O C Aポイントにおけるキャンペーン事業、2回程度を予定しております。今ほどの御質問において回答いたしましたとおり、第一弾は、3,000ポイントを付与するキャンペーンでございます。

その実績等を勘案する中で、第二弾といたしましては、ポイントバックキャンペーン、要は期間内にK I H O C Aを使ってお買物をいただいた金額のうち、応分の額を

ポイントでバックするというようなキャンペーン事業を予定しております。要は、キャッシュバックのような事業を予定しております。

そういった中で、1回目の予算残額等を2回目の事業実施に充てるということで計画しているところで、兵頭議員御心配の、せっかく頂いた交付金等が過大に余るといふことのないように適正な事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

今回のポイントは、使用期限はいつまでなんですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

第一弾といたしまして、3月3日から5月29日までという形で実施を現在しているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で、質問2については終了します。

では引き続き、質問3について質問を行ってください。

○5番（兵頭 稔君）

質問3、外国人実習の受入れについて。

鬼北町森林資源活用事業の要員確保について、次のことについて伺います。

鬼北町は、少子高齢化により働く人員が不足すると考えられるが、先月、愛媛県がインドネシア労働省と覚書を結んだが、鬼北町もこれに協力して要員の受入れが考えられるのか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の3番目の外国人の実習生の受入れについての御質問にお答えいたします。

鬼北町森林資源活用事業の要員確保について、少子高齢化により働ける人員が不足すると考えられるが、愛媛県がインドネシア労働省と覚書を締結したことを踏まえ、町としても、要員の受入れを考えられるのかとの御質問であります。令和8年1月15日に愛媛県とインドネシア労働省が技能実習生の送り出し及び受入れ促進に関する覚書を締結されております。

現在、本町が推進しております鬼北町森林資源活用事業におきまして、初年度から徐々に増やしながら、最終的には30名から50名規模の雇用を見込んでおり、地域住民の雇用機会の拡大や若年層の定住促進、地域経済の活性化を図ることとしております。

外国人実習生の受入れにつきましては、専門的な技術や知見を持つ人材の確保、また、安定的な操業体制の構築を図る上で一つの選択肢となり得るものと考えております。

一方で、本事業はPFI方式により実施するものであり、具体的な人員配置や採用計画は民間事業者の経営判断に委ねられるものであります。しかしながら、本事業においては、地域住民の雇用機会の拡大を掲げていることから、まずは、地元における円滑な採用が進むよう、ハローワーク等関係機関と連携した情報発信を促してまいります。

また、仮に外国人実習生の受入れが行われる場合には、実習生が地域社会の一員として安心して生活し、その能力を十分に発揮できるよう、多文化共生への理解促進や生活情報の提供など、町として必要な支援を行うことが必要となってまいります。

本事業は、地域資源である木材の高度活用を通じて、新たな雇用を創出し、持続可能な地域経済の構築を目指す取組であります。町といたしましては、事業者の自律的な経営を尊重しつつ、地域に根差した雇用が創出されるよう支援してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、兵頭稔議員の3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問3について再質問はありますか。

いいですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で兵頭議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

再開を2時40分とします。

休憩 午後 2時25分

---

再開 午後 2時40分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第4号、鬼北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第4号、鬼北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明をいたします。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、こども誰でも通園制度が創設されることから、特定乳児等通園支援事業の運営に必要な基準を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

制定する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（山本雄大君）

それでは、鬼北町条例第1号、鬼北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを御説明いたしますので、議案書2ページをお開きください。

この条例は、こども誰でも通園制度の実施に当たり、事業者の運営に関する基準を定めるものであります。こども誰でも通園制度は、保護者の就労状況にかかわらず、生後6か月から満3歳未満の未就園児が保育所などを月一定時間利用できる制度であります。

それでは、条例の内容について、主な点を御説明いたします。

第1条は、条例の制定根拠として引用する子ども・子育て支援法の規定について、第2条では、一般原則を定めております。

第3条は、利用定員に関する基準を定めることについて、第4条では、重要事項を説明するため面談を行い、保護者の同意を得ること、第5条では、正当な理由のない提供拒否の禁止を定めております。

第9条は、子供及びその保護者の心身の状況等の把握に努めること、第10条では、特定教育・保育施設との連携に努める旨を、第12条と第13条は、費用の受領とその通知等について定めております。

第15条では、提供する支援の評価を行うことなどを定めております。

第16条は、保護者からの相談に適切に応じ、必要な助言等を行うこと、第17条では、体調急変など緊急時の対応について定めております。

第19条は、事業の運営についての重要事項に関する規定を定めること、第20条では、職員の勤務体制等を確保すること、第21条は、利用定員の遵守を規定しております。

第25条は、業務上知り得た事項の秘密保持について定めております。

第27条は、利益供与等の禁止について、第28条では、子供の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等を定めております。

第30条は、事故の発生、またはその再発防止及び発生時の対応等について、第32条では、事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録の整備について規定しております。

続いて、附則について説明いたしますので、12ページをお開きください。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行するとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第4号、鬼北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第7、議案第5号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

鬼北町国民健康保険運営協議会の答申を受け、令和8年度国民健康保険事業の費用に充てる保険税を適正な税率に設定するため、地方税法第703条の4の規定に基づき条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長(山本雄大君)

それでは、鬼北町条例第2号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書14ページをお開きください。

この条例の一部改正は、県が愛媛県国民健康保険運営方針において、令和11年度をめどに資産割を廃止することを目標としたことから、市町における保険料の算定方式を、資産割を除く3方式へと統一する必要があるため、また、令和12年度から賦課割合が県内統一となることを見越し条例の一部を改正するものであり、主な改正点について御説明させていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明しますので、そちらを御覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すように改正するものです。

国民健康保険税については、医療費の支払いに充てるための基礎課税分、後期高齢者医療制度を支えるための後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの被保険者の介護保険料として徴収する介護納付金分の合計で税額を決定しており、その3つに、それぞれ所得に応じて徴収する所得割、土地及び家屋に係る固定資産税額に応じて徴収する資産割、1被保険者当たり徴収する均等割、1世帯当たり徴収する平等割がかかっております。

第4条は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税分の規定になりますが、資産割額について、固定資産税額に乘じる率を「100分の12.5」から「100分の6.25」に、第6条は、後期高齢者支援金等分の規定になりますが、所得割額について、基礎控除後の総所得金額等に乘じる率を「100分の2.5」から「100分の2.8」に、第7条は、後期高齢者支援金等分の資産割額について、固定資産税額に乘ずる率を「100分の5」から「100分の2.5」に、第8条は、介護納付金分の規定になりますが、基礎控除後の総所得金額等に乘じる率を「100分の2.2」から「100分の2.5」に、第9条は、介護納付金分の資産割額について、固定資産税額に乘じる率を「100分の4」から「100分の2」に、それぞれの資産割額の税率については2分の1に引き下げるもの、また、所得割額については、県が提示する標準保険料率での算定とするものであります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書14ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

附則第1項、施行期日、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

附則第2項、適用区分、この条例による改正後の鬼北町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以上で、鬼北町条例第2号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第5号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号鬼北町生きがづくりセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第8、議案第6号、鬼北町生きがづくりセンター条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

生きがづくりセンター小倉館において、精神障害者小規模作業所わかば作業所に関する事業を実施していたが、令和7年12月末をもってわかば作業所を閉鎖したため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長(谷口美穂君)

それでは、議案第6号、鬼北町条例第3号、鬼北町生きがづくりセンター条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書15ページをお開きください。

今回の条例改正は、生きがづくりセンター小倉館において実施しておりました精

精神障害者小規模作業所わかば作業所を閉鎖したことにより、条例の一部を改正するものです。

新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

鬼北町生きがづくりセンター条例第3条第1項の目的を達する「次の事業」を「介護予防に関する事業」に改めるものです。

また、第4条第1項の「清水館、西部館及び三島館を利用できる者」を削除し、同条第2号を削除し、同条第3号の「第2号」を「前号」に改め、「第3号」を「第2号」とするものです。

今回の改正は、平成14年に開所しました小規模精神作業所わかば作業所ですが、平成18年に障害者自立支援法が施行され、鬼北町内や近場で精神障害者の利用できる施設が充実し、通所者の減少により行政の役割は終えたと判断し、昨年10月31日の全員協議会で御説明したとおり、12月末をもってわかば作業所を閉鎖いたしましたことにより条例の一部を改正するものです。

附則について説明いたします。

議案書16ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和8年3月31日から施行するとするものです。

以上で、議案第6号、鬼北町条例第3号、鬼北町生きがづくりセンター条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

閉鎖によって通所されていた方々やそこに勤務していた職員の人の異動はスムーズに行えたのかをお尋ねいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

ただいまの御質問ですが、利用者は最終的に2名になっておりまして、その2名の

方々も町内外の事業所に通園することが決定して、利用者は全員、ほかの事業所を利用しております。

スタッフですが、1名は町の、また会計年度任用職員として働いていただいておりますし、1名の方は御本人の御希望により退職ということになっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号、鬼北町生きがづくりセンター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第7号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理

由の説明をいたします。

令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げを受けて、前年度非課税者に対し特例減免が行う際に、本人の申請に基づくことなく賦課決定前に減免するため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第7号、鬼北町条例第4号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書17ページをお開きください。

今回の条例改正は、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げを受けて、前年度非課税だった方が就労調整により課税となった場合に非課税となる特例減免が行われることになり、減免は本人の申請に基づく個別に認定することが基本となりますが、今回は個別申請によらず、賦課決定前に減免することができるようにするために条例の一部を改正するものです。

新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は令和8年度限りの措置であるため、鬼北町介護保険条例の附則に、（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）を付け加えることといたします。

附則第6項に、第1号被保険者またはその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で、令附則第25条の規定、これは給与所得控除の最低保障額が引き上げられることで課税となったものにより、令和8年度の規定による市町村民税が課されているものとみなされることになるもの（みなし課税者）がいる場合、そのみなされることにより、第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階が当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、令和8年度の保険料を減免するものです。

第7項に、令和8年度の保険料に限りの措置であり、第8項に、賦課決定前に減免するため、申請は不要であるとしております。

附則について説明いたします。

議案書18ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行するとするものです。

以上で、議案第7号、鬼北町条例第4号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号、鬼北町病院事業条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第8号、鬼北町病院事業条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

休床中の療養病床1床をリハビリ室として利用し、在宅復帰に向けた機能回復の促進及び地域包括ケア病床の機能強化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御

審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第8号、鬼北町条例第5号、鬼北町病院事業条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書19ページをお開きください。

今回の条例改正は、北宇和病院の病床数を「100床」から「99床」に減少することにより条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

鬼北町病院事業条例第3条第2項の診療科目及び病床数の（2）の病床数「100床」を「99床」とするものです。

現在、北宇和病院の入院病床数は100床のうち、療養病床に45床については休止し、一般病床55床になっております。今回の改正は、休止中の療養病床の1床をリハビリ室として利用することで、病床数は1床減少いたしますが、病棟でのリハビリが可能となり、入院患者様の移動負担軽減及びリハビリ回数の増加が見込め、在宅復帰に向けた機能回復の促進及び地域包括ケア病床の機能強化を図るため条例の一部を改正するものです。

附則について説明いたします。

議案書20ページをにお戻りください。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行するとするものです。

以上で、議案第8号、鬼北町条例第5号、鬼北町病院事業条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、鬼北町病院事業条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第9号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第11、議案第9号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

家庭ごみの分別早見表の内容を見直すに当たり、その内容の一部を掲載している鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第3について、家庭ごみの分別早見表と整合させるため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○環境保全課長(東 明彦君)

それでは、鬼北町条例第6号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたしますので、議案書22ページをお開きください。

今回の改正につきましては、令和4年4月1日施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を受け、令和8年4月1日から、きれいなプラスチックごみを可燃ごみとしてではなく、リサイクルを目的に資源ごみとして拠点回収を始めることから、現在、ごみ分別の見直しを行っているところです。

それに伴い、家庭ごみの分別早見表も更新、作成する予定であり、当該早見表の一部を掲載している鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、別表第3、(第17条関係)について、見直し内容と整合させるため、一部改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、別途お配りしております新旧対照表により御説明いたしますので御覧ください。

左の現行内容の欄に掲げる下線部分を、右の改正後案に掲げる下線で示す内容に改

正するものです。

ねこ車、ちゃぶ台については、町民の方が御覧になって分かりやすいように言い換え、平仮名表記に変更、コピー機については、業務用の機器であるコピー機、いわゆる産業廃棄物を想像させることから削除、ベットをベッドに変更、表記する対象物を追加するため、エレクトーン、二段ベッドを挿入、排出状況によっては産業廃棄物となる、流し台、風呂釜を削除するものであります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書 22 ページをお開きください。

次に、附則について御説明いたします。

附則は、施行期日について規定するもので、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上で、鬼北町条例第 6 号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7 番（末廣 啓君）

自転車の（小）と（大）と表示してありますが、基準を教えてください。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁いたします。

○環境保全課長（東 明彦君）

末廣議員の御質問にお答えいたします。

自転車（小）は、子供用の自転車となっております。（大）は大人用の自転車となっております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○7 番（末廣 啓君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○2番（入田伸介君）

ベッドなんですけども、これマットも含まれているんですかね。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁いたします。

○環境保全課長（東 明彦君）

入田議員の御質問にお答えします。

ベッドのほうは、主に下の木材とかそういった枠組みの方を想定しております。今の現在の分別早見表では、マットレスは別途表記になっております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第10号、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第10号、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条の規定に基づき、消防団員の処遇改善を図るため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、危機管理課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○危機管理課長（東 英範君）

それでは、議案第10号、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書23ページをお開きください。

この条例は、消防団員の出勤報酬の改善を図るため、条例の一部を改正するものです。

それでは、新旧対照表に沿って御説明いたします。

別表第2、警戒、訓練等の下線部分、1回を4時間未満に改め、4時間以上3,500円を加えるものです。

議案書24ページをお開きください。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○11番（山本博士君）

今回に関しましては問題ないと思うんです。

提案なんですけど、愛媛県の最低賃金よりこれ、下ですよ。4時間未満4,000

円ということは、4で終わったとしても、時間当たり1,000円ということで。やっぱり最低賃金より上げるべきではないかと思います。例えば、時給1,300円とか。また、警戒とか訓練等に関して、確かに危険性はないかもしれませんが、その時間は結局、拘束されるわけですから、時給1,100円とかにすべきではないかなというふうに考えます。

なぜならば、団員がやっぱり減少している中、賃金を上げたからといって、多くなると言うべきものではないかもしれませんが、鬼北町として、やっぱり誠意を持って当たるべきじゃないかと思うので、次回、検討していただけたらと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁は。

○11番（山本博士君）

答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御意見ですけれども、今回改正しましたこの出動報酬に関しまして、県内の状況を見ますと、現在、改正前で言いますと、鬼北町と同じ出動報酬のところは3市町で、鬼北町より低い市町が4市町、鬼北町より高いというのが13ということになっております。今回の改正によって、ちょうど県内で言いますと中間程度ということになっております。

こういった報酬等につきましては、また消防団幹部会、または消防委員会等において検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○11番（山本博士君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第10号、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第11号、鬼北町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第13、議案第11号、鬼北町過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

計画の詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○企画振興課長(小川秀樹君)

それでは、議案第11号、鬼北町過疎地域持続的発展計画の策定についての御説明をいたします。

議案書の25ページをお開きください。

令和3年4月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として策定しておりました鬼北町過疎地域持続的発展計画につきまして、令和7年度末で計画期間が満了すること

に伴い、引き続き、地域の実情に応じ、持続的発展を図るための総合的かつ計画的な施策の推進を図る必要があることから、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする鬼北町過疎地域持続的発展計画を今回策定するものであります。

説明につきましては、別途お配りしております新旧対照表により御説明いたします。

本計画案につきましては、特別措置法第8条第7項の規定により、あらかじめ愛媛県との協議の上、策定した内容となっております。

また、計画内容につきましては、特別措置法第8条第2項に定める事項、及び国の留意事項、並びに県の指導により、項目1、基本的な事項から項目13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項までを策定したものであり、基本的には、現行計画の内容を踏襲し、現在における概況等を踏まえ、時点修正や目標指標の修正を図り、今後5年間の具体的な計画に改めたものとしております。

詳細な変更点の説明は割愛させていただき、主な変更点のみの説明とさせていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

右側が新計画の案としており、期間を令和8年度から令和12年度と改めるものです。

14ページをお開きください。

項目1、基本的な事項のうち、(5)地域の持続的発展のための基本目標について、第三次鬼北町長期総合計画に基づき、令和12年度における目標人口を7,910人としております。

17ページをお開きください。

項目2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成について、目標指標を、空き家バンク登録件数(賃貸物件)及び移住者件数に改め、記載のとおり目標値とするものです。

22ページをお開きください。

項目3、産業の振興において、林業分野における推進施策に、(5)豊かな森林資源を活用した新たな産業創出、(6)生産基盤の整備を新たに追加するものです。

25ページをお開きください。

項目4、地域における情報化について、目標指標を、防災行政無線設備の更新に改め、記載のとおり目標値としております。

27ページをお開きください。

項目5、交通施設の整備、交通手段の確保について、目標指標を自家用有償旅客路

線数に改め、記載のとおり目標値としております。

31ページをお開きください。

項目6、生活環境の整備における推進施策のうち、ウ、廃棄物処理において、きれいなプラスチックごみの分別回収、こちらの取組を新たに記載するものです。

35ページをお開きください。

項目7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進における現況と問題に、障害者福祉における課題を追記し、次ページの対策において、施設サービスの強化や相談支援体制の構築に努めるものとしております。

39ページをお開きください。

項目8、医療の確保のうち、(4)公共施設等総合管理計画との整合について、記載のとおり、内容を改めるものであります。

43ページをお開きください。

項目9、教育の振興について、目標指標としておりました高等学校学生寮の整備を削除するものです。

新旧対照表における説明は以上といたします。

計画案の詳細、また各項目における個別の事業計画につきましては、別冊でお配りしております過疎地域持続的発展計画、こちらで御確認をお願いいたします。また、計画期間における特別事業分につきましては、41ページ以降にまとめて記載しておりますので、お目通しをいただきますようお願いいたします。

なお、計画に記載の各種事業につきましては、過疎債が充当される事業となっており、過疎債につきましては元利償還金の70%が地方交付税に算入される優良起債となっております。

以上で、鬼北町過疎地域持続的発展計画の策定についての御説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（中山定則君）

今ほど説明があったんですが、事業主体が愛媛県とか宇和島地区広域事務組合というものがありますが、これはもう県と、先ほど説明があったように、愛媛県と協議済みということなんですが、再度確認なんですが、質問します。

それと、総務省が示した区分で掲載しているということなのですが、それぞれの、1番で、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成のところ、事業名のところがあって、(1)が移住・定住、11ページなのですが、4番で(4)で、過疎地域持続的発展特別事業ということで、ここでこれを例にとりて、2、3にはなくて、(5)がその他だと想像するんですが。

もう一つ言いますと、15ページ、2が持続的発展施策区分として、2、産業の振興、(1)基盤整備農業、(2)がなくて、(3)が経営近代化施設とあって、(10)過疎地域持続的発展特別事業、(11)がその他ということになっているんですが。

各項目に特別事業があって、最後に特別事業分ということで掲載されているんですが、総務省がつくられて例示されているわけなんですけど、この特別事業というのは、それぞれの括弧項目の中にない。どういう事業が特別、それぞれ項目あるんですが、特別事業はどういうものであるかということの説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

過疎地域持続的発展計画の運用の中で、先ほど課長が説明しました過疎債を貸していただけるという事業が拡大されたと。いわゆるハード事業、道路とか橋以外に、鬼北町において、継続してその事業が過疎地域の少しでも解消につながる、または、そこに息づく人々に活用される事業であるというソフト事業にもある程度使える枠が決められておまして、鬼北町においては、その枠を限度額分、お借りを今いたしておまして、その分がこの特別というふうな意味合いとして、ここに書きなさいという指示があって書いとるものでありまして、ここに明記したものは、これまで、そしてこれから計画されておりますソフト事業で、過疎債を貸してもらえればいいなというものも連記しておまして、限度額がありますので全てではないんですけども、そういうようなところの沿革があったというところで御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

いただいた御質問の内容ですが、事前にこの内容、事業計画の内容自体を県の各部

署のほうで御確認をいただき、是正指導、修正等の指導をいただく中で見ていただいておりますので、県との協議済みということでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑ありませんか。

○7番（末廣 啓君）

今ほど説明があった、この冊子の30ページ、中ほどのオ、公営住宅という部分があるかと思えます。その中で、真ん中のほうから、若者の定住促進や高齢化社会に対応した住宅を安定供給できるよう老朽住宅の建て替えをメインに役割を終えた住宅の用途廃止や新団地の建設なども視野に入れながらとあります。

先ほどもちょっと話しておったんですが、愛治地区には、愛治中央団地と上岡団地、合わせて28戸あります。今現在、多分12世帯しか入ってないと思います。半分以上が空き家になっているんですけども、私どももどういふふうにしたら中に入ってもらえるのかなということを考えておりますが、まだ住宅も新しいですし、十分使える住宅です。建て替えの必要もございませんので、ぜひ、行政のほうで違った目で、また入居できるような考え方、どういふふうなやり方があるかということも考えていただいて、建て替えるだけじゃなしに、今あるものを十分活用していただけるように検討を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○町長（兵頭誠亀君）

議員御指摘のとおりであります。

一つだけ、一つだけ確認なんですけども、過疎地域持続発展計画と書いておられて、ただ、公営住宅の町営住宅の建設に際しては、国庫補助金と過疎債は併用できないんですよ。いろいろ縛りがありまして、公営住宅は後に家賃収入があるというところで、そこで起債を償還してしまうと、家賃も入る、国からの支援もあるということでダブル、複数で収入があってもいいいけないので、公営住宅は過疎債を借りられないんですけども、ここに書いてありますように、若者定住促進とか高齢化社会に対応した住宅の安定提供というものについても、住宅の分が過疎債に提供できると、一部適用できると。本当に難しいんですけども、そういうようなところがあって、こ

ここに一応明記をしておくということなんです。それがこの明記の考え方で。

ただ、鬼北の現状というのは、今ほど議員さんが言われたとおり、公営住宅として、また特公賃として整備した部分について空きが出ているということは、本当に悔しいといえますか、対策を練らないかと思いますが、また相談に乗っていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（兵頭 稔君）

過疎地域継続的発展計画の案、この2ページなんですが、下から8行目に、観光面では、節安ふれあいの森、成川溪谷休養センター等の施設整備に努めたと。今後はこれらの施設の充実と有効活用に努め、地域特産の直売、消費者と生産者、都市と農村との交流を促進し、地域産業の活性化に努めていくと書いてあるんですが、この中で、節安ふれあいの森をどういうふうにするのか、具体的な策があったら教えてほしいなと。

もう1点、5ページの下から5行目、財政力指数は、令和6年度において0.23であり、県内平均の0.43、県内町平均の0.33よりも低く、財政力の弱さがうかがえる。公債費に関しては、令和2年度から続く大規模事業で公共事業の起債償還額は増加の傾向となっており、令和13年度にはピークとなる見込みである。行政改革による経費節減を図るとともに、補助事業や過疎債の活用等、有利な財源の確保に努め、常に健全な財政を維持し、増大する行政需要に対処することが必要となると書いてあるんですが、これ具体的にどういうふうにしたいというのがありましたら説明をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

節安ふれあいの森については、兵頭議員が御就任される前に御質問があったときにも少し答弁したんですけども、あそこについては、県道がその該当地までまだ行っていないというところで、その代わりに大規模林道が下りてきておると。それについても今ちょうど難関に差ししかかかって、その部分の工事が少し遅れておるんですけども着実に進んでおる。

節安ふれあいの森を、あまりお金はかけてないんですけども、調査に、ある民間業者の方、2業者にふれあいの里を見ていただくと、これほどポテンシャルの高い地域

というものは、鬼北町にとって大変有意義なものであると。成川と同じように、ある程度の整備をして、町内外の方に来ていただけるような形を取るべきじゃないかと。地元の方以上に、都会の方の節安のあの雰囲気というものが好評なのではないかなというふうに分析をされた方が2名いらっしゃいます。

ただ、今の状況から見て、県道、来てくれというのは、なかなか難しいところがあって、そうめん流しについても、やはり美味しいんやけどもちょっと道がなと言われる方がいっぱいいらっしゃることは私も存じ上げておりますので。

その上からの大規模林道が開通するときまでに、それまでに何らかの措置と申しますか、どのような形をするかというものを、青写真をつくりたいということをお願いしておったんですけども、それについて、今後も検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

それと、2つ目の5ページの財政力指数のことなんですけども、0.2の、初めの頃は、0.22とか0.21というのは、大体1,700の自治体で、1,000番以下の財政力であります。1,000番から1,400番が0.2がもう拮抗しとるところで、俗に言う、財政力が脆弱な地域というのは、日本全国にいっぱいあるところはおそらくは御案内のとおりであります。

そういうところ中で、鬼北町は過疎債の充当というのは、県内の過疎対象地域からいうと、結構活用させていただいているほうであろうなというふうに思っております。この補助事業や過疎債の活用等、有利な財源の確保に努めておるといふふうに認識しております。

ただ、あまり事業をやり過ぎると財政難ということがあって、それを多分御心配いただいているんだと思うんですけども、そこについても計画を定めて、しっかりと長期総合計画、第三次分も見ていただいて、ストップをかけていただくところはストップかける、また、ここはもっともっとやるべきじゃないかというような御指導をいただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（入田伸介君）

2点確認させていただきたいと思います。

こちら発展計画案のほうの9ページ、（6）計画の達成状況の評価に関する事項という欄がありますが、計画期間満了後の令和13年度において議会に報告するというふうに明記されているんですけども、これから本町、過疎化が激しくなると思うんですけどこれ、5年後に報告という、このスパンでいいのか、これが1点。

それと、19ページ、これも、それと関連するんですけども、公共交通についてはという19ページの一番下、4行、公共交通に関しての欄が記載されておりますが、この移動手段の確保・支援に関する計画をどのようにお考えなのか、それを2点確認させていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

過疎計画というものが、もう一つの重要なと言いますか、過疎債を借りる上での重要なポイントになって、これがなければ過疎債が借りられないということですので、それは御理解いただけると思うんですけども。

議員おっしゃるとおり、5年後にこれを報告するというのは、あまりにも中が開き過ぎじゃないかということでもありますけども、それぞれ年度、年度によって、今議員さん方は、施策の成果を含めて、しっかりと検証していただけたらんじゃないかなと私は思うわけです。

年度、年度の決算認定において、いろんな御質問いただいて、私が就任した当時よりも時間は多分倍以上かかっていると思うんですよ。やっぱり、そこら辺りしっかりとチェックしていただけていると私は認識しております。

ただ、大きな計画の回り角については、その都度、議員全体会の開催回数も多分多くなっていると思うんですが、そこら辺りも御理解いただいて、俗に言うPDCAというものをしっかりと議員さんから、プランの段階から御説明しておる回数、また頻度も多くなっているんじゃないかなというふうに思うわけです。そこらで御理解いただけたら幸いです。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

もう1点、町長、もう一点。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません。公共交通について、企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

公共交通における今後の移動手段の確保・支援、その部分について御質問をいただいたと思います。

20ページの上段にその目標指標等を今回新たに定めております。現行計画におきましてはデマンドタクシー、デマンドバス利用者数を目標指標としておりましたが、今回、公共交通における有償旅客路線数を基準値よりも1系統増加を図るという目標を立てたところでございます。

現在の4系統のうち1系統の部分は現在、三島地区で地域を中心に運営をしております三島地区の住民輸送のタクシー、三タクと言われるものがございますが、できれば他の地域においても、そういった形式の運送方法を御検討いただく中で、町も準備の組織に入らせていただき、そういった運営形態を増やしていきたいというふうに考えております。

現在のところ御要望等は、まだいただいておりませんが、そういった三島地区の事案等を参考に、また各地区に御紹介をする中で、そういった部分も地区で検討いただければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

御答弁ありがとうございました。

その交通関係なんですけれども、またこれ別の計画になりますけれども、都市計画マスタープランとか今、同時進行していると思うんですけれども、やはりこれも交通網といいますか、ネットワークが一つの肝になるんじゃないかなと思います。

いろんな計画が本町、それぞれ進んでおるとは思いますけれども、それぞれの計画がよこ糸としますと、また、たて糸も、その交通という面のたて糸も、過疎とその都市計画とか、そういった縦でも結んでいただくようなビジョンで臨んでいただけたらと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りますか。

○2番（入田伸介君）

要りません。

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、鬼北町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議は議事の都合によりこれで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、明日3月6日は、定刻に会議を開きます。

本日はこれをもって延会します。

（午後 3時47分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 1 番）

鬼北町議会議員（ 2 番）